

電気・ガス価格激変緩和対策に係る 特定小売供給約款の特例認可等について

令和5年12月8日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2023年12月1日及び同月4日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料6-1のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社

- 33 ・ 関西電力送配電株式会社
- 34 ・ 中国電力ネットワーク株式会社
- 35 ・ 四国電力送配電株式会社
- 36 ・ 九州電力送配電株式会社
- 37 ・ 沖縄電力株式会社
- 38
- 39 ○ みなしガス小売事業者（1 者）
- 40 ・ 東邦瓦斯株式会社
- 41
- 42 ○ 一般ガス導管事業者（2 者）
- 43 ・ 東京ガスネットワーク株式会社
- 44 ・ 大阪ガスネットワーク株式会社
- 45

46 **1. 今回の申請（29件）の概要**

47 令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を
48 受け、全国の電気・ガスの小売事業者等を通じて電気・ガス料金の値引きを行う「電
49 気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本激変緩和対策事業」という。）が実施されて
50 いる。また、沖縄県内においては、小売電気事業者等を通じて電気料金の値引きを行う
51 「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」（以下「本沖縄緊急対策事業」という。）が実施され
52 ている。

53 これを踏まえ、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出
54 た約款の遵守義務を負う事業者は、令和5年12月使用分までの間、経済産業大臣から認
55 可・承認がなされた当該約款以外の供給条件によって電気・ガス料金の値引きを行って
56 いるところである。

57

58 この度、令和5年11月2日閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（資料
59 6-2。以下「本閣議決定」という。）において、本激変緩和対策事業につき、現在の措
60 置を令和6年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小することとされた。

61 また、沖縄県においては、本沖縄緊急対策事業の支援期間を令和6年5月使用分まで
62 延長することとされた（資料6-3）。

63 これを受け、電気・ガス料金の値引きを継続するため、改めて各事業者から上記約款
64 以外の供給条件の認可・承認の申請がなされた。

65 ※本激変緩和対策事業（令和6年1月使用分以後）による値引きの額は以下のとおり。

		令和6年4月使用分まで	令和6年5月使用分
電 気	低圧	3.5 円/kWh	1.8 円/kWh
	高圧	1.8 円/kWh	0.9 円/kWh
	特別高圧	対象外	対象外
都 市 ガ ス	年間契約量 1000 万m ³ 未満	15 円/m ³	7.5 円/m ³
	年間契約量 1000 万m ³ 以上	対象外	対象外

¹ 令和6年5月使用分の値引き単価は、令和6年5月使用分までの値引き単価の約半額に縮小することが想定されている。経済産業省電力・ガス事業部政策課「令和5年度『電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金』に係る補助事業者募集要領」4～5頁参照。

(https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/2023/data/1117_02_01.pdf)

66

67 ※本沖縄緊急対策事業（令和6年1月使用分以後）による値引きの額は以下のとおり。

		令和6年4月使用分まで	令和6年5月使用分
電 気	低圧	1.5円/kWh	0.7円/kWh
	高圧	1.2円/kWh	0.6円/kWh
	特別高圧	対象外 ²	対象外 ³

68

69 (1) 電気

70 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10件）

71 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の
72 規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第
73 21条第1項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難しい特別の事情がある場
74 合における供給条件の認可を受けるための申請

75

76 ②最終保障供給約款関係（沖縄を除く一般送配電事業者）（9件）

77 電気事業法（昭和39年法律第170号）第20条第2項ただし書の規定により、最終
78 保障供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるため
79 の申請

80

81 ③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7件）

82 電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、離島等供給約款により難しい特別の
83 事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

84

85 (2) ガス

86 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1件）

87 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4
88 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業
89 法第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難しい特別の事
90 情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

91

² 沖縄県から需要家に直接3.0円/kWhを支援。

³ 沖縄県から需要家に直接1.5円/kWhを支援。

92	②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（2件）
93	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第51条第2項ただし書の規定により、最終保
94	障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための
95	申請
96	

97 **2. 申請に係る供給条件の概要**

98 (1) 電気

99 ①-1 低圧（沖縄電力以外）

100 令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電
101 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
102 って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

103 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電
104 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
105 って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額とする。

106

107 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款
108 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に
109 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に3.5円/kWh
110 （令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用され
111 る電気の料金に適用となる燃料費調整単価については1.8/kWh）を乗じた額を差
112 し引いた額とする。

113

114 ①-2 低圧（沖縄電力）

115 令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電
116 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
117 って算出した燃料費調整単価から5.0円⁴/kWhを差し引いた額とする。

118 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電
119 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
120 って算出した燃料費調整単価から2.5円/kWhを差し引いた額とする。

121

122 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款
123 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に
124 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に5.0円/kWh
125 （令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用され

⁴ 本激変緩和対策事業による値引き単価と本沖縄緊急対策事業による値引き単価の合計。
以下、沖縄電力の値引き単価について同じ。

126 る電気の料金に適用となる燃料費調整単価については 2.5 円/kWh) を乗じた額を
127 差し引いた額とする。

128

129 ②-1 高圧 (沖縄電力以外)

130 令和 6 年 1 月の検針日から令和 6 年 5 月の検針日の前日までの期間に使用される電
131 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従
132 って算出した燃料費調整単価から 1.8 円/kWh を差し引いた額とする。

133 令和 6 年 5 月の検針日から令和 6 年 6 月の検針日の前日までの期間に使用される電
134 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従
135 って算出した燃料費調整単価から 0.9 円/kWh を差し引いた額とする。

136

137 ②-2 高圧 (沖縄電力)

138 令和 6 年 1 月の検針日から令和 6 年 5 月の検針日の前日までの期間に使用される電
139 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
140 って算出した燃料費調整単価から 3.0 円/kWh を差し引いた額とする。

141 令和 6 年 5 月の検針日から令和 6 年 6 月の検針日の前日までの期間に使用される電
142 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
143 って算出した燃料費調整単価から 1.5 円/kWh を差し引いた額とする。

144

145 (2) ガス

146 料金算定期間の末日が令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの間に属するガス
147 の料金については、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出
148 した基準単位料金又は調整単位料金から 15 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は
149 調整単位料金とする。

150 料金算定期間の末日が令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に属するガス
151 の料金については、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出
152 した基準単位料金又は調整単位料金から 7.5 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は
153 調整単位料金とする。

154

155 ※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直
156 接 15 円/m³又は 7.5 円/m³を引くことができないため、LNG 価格や LPG 価格の入力値

157 を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数につい
158 ても、本激変緩和対策事業の対象となっている。

159

160 **3. 本供給条件による供給を必要とする理由**

161 本閣議決定に基づき、激変緩和措置の継続が決定されたことを受け、引き続き、応急
162 かつ暫定的な措置として本措置が必要である。また、沖縄電力については、本沖縄緊急
163 対策事業の継続が決定されたことも受け、応急かつ暫定的な措置として本措置が必要で
164 ある。

165

166 **4. 経済産業大臣への回答について**

167 本申請（29件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
168 審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支
169 えないものと考えられる。

170 これを踏まえ、資料6-4のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認
171 可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

172

173

174 参考：関係条文

175 (1) 電気

176 ①特定小売供給約款関係

177

178 ○旧電気事業法

179 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第
180 四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第
181 二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条
182 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要
183 （特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を
184 行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合にお
185 いて、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の
186 規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、こ
187 の限りでない。

188

189 ○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基
190 準等（平成28年3月28日制定）

191 第1 審査基準

192 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給
193 条件の認可

194 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
195 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
196 であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

197 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金
198 を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

199 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行う
200 ことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味
201 な場合

202 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電
203 気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的
204 に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価
205 の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

206 ②最終保障供給約款関係

207

208 ○電気事業法

209 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定
210 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな
211 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

212 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
213 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはな
214 らない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合におい
215 て、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、こ
216 の限りでない。

217 3・4（略）

218

219 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制
220 定）

221 第1 審査基準

222 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

223 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査
224 基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的
225 には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時
226 的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

227

228 ③離島等供給約款関係

229

230 ○電気事業法

231 第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件につい
232 て約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なけ
233 ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

234 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
235 「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならな
236 い。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経
237 済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、
238 この限りでない。

239 3・4（略）

240

241 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年7月1日制
242 定）

243 第1 審査基準

244 （17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

245 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基
246 準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
247 は、例えば、次のような場合とする。

248 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
249 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

250 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを
251 前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

252 (2) ガス

253 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

254

255 ○旧ガス事業法

256 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四
257 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十
258 八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条
259 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域
260 における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う
261 場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合にお
262 いて経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

263

264 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審
265 査基準等（平成29年3月31日制定）

266 第1 審査基準

267 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

268 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害
269 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ
270 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ
271 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ
272 スの利用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供
273 給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般
274 的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否
275 か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの
276 利用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

277 ②最終保障供給約款関係

278

279 ○ガス事業法

280 第五十一条第 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件
281 について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け
282 出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

283 2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条におい
284 て「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つては
285 ならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合にお
286 いて、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を
287 行うときは、この限りでない。

288 3・4（略）

289

290 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年10月2
291 日制定）

292 第1 審査基準

293 （17）法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

294 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たっ
295 ては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のよう
296 な約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

297 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
298 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

299

経済産業省

20231204資第6号
令和5年12月6日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年12月4日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販料企第7号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 齋藤 晋

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載した通りであります。

別 紙

特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2024年1月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款附則12（臨時電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款附則13（農事用電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置(2)の料金または供給

約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款附則 11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款附則 12（臨時電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款附則 13（農事用電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{円} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ 本則 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭	34円96銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	20円88銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	17円76銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	11円51銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算

定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	67 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 34 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 68 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 02 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 70 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 35 銭 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 00 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 00 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 00 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円13銭6厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	令和6年2月分～	令和6年6月分
				(※1)	5月分(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円 59銭	6円 99銭
		10Wをこえ20Wまで	〃	7.768	27円 19銭	13円 98銭
		20Wをこえ40Wまで	〃	15.536	54円 38銭	27円 96銭
		40Wをこえ60Wまで	〃	23.304	81円 56銭	41円 95銭
		60Wをこえ100Wまで	〃	38.840	135円 94銭	69円 91銭
		100W超過50Wまでごとに	〃	19.420	67円 97銭	34円 96銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	40円 60銭	20円 88銭
		50VAをこえ100VAまで	〃	23.202	81円 21銭	41円 76銭
		100VA超過50VAまでごとに	〃	11.601	40円 60銭	20円 88銭
臨時電灯A	50VAまで1日につき		1契約	0.313	1円 10銭	0円 56銭
	50VAをこえ100VAまで1日につき		〃	0.626	2円 19銭	1円 13銭
	100VA超過500VAまで		〃	0.626	2円 19銭	1円 13銭
	100VAまでごとに1日につき		〃	0.626	2円 19銭	1円 13銭
	500VA超過1kVAまで1日につき		〃	6.260	21円 91銭	11円 27銭
	1kVA超過3kVAまで		〃	6.260	21円 91銭	11円 27銭
臨時電力	0.5kWの場合1日につき		1契約	—	(※3) 11円 52銭	(※3) 5円 92銭
	1kW1日につき		1kW	6.579	23円 03銭	11円 84銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和6年2月分～ 5月分(※2)	令和6年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
農事用電力 (脱穀調整用 電力)	0.5kWの場合1日につき		1契約	1.645	5円 76銭	2円 96銭
	1kWの場合1日につき		〃	3.289	11円 51銭	5円 92銭
	2kWの場合1日につき		〃	6.579	23円 03銭	11円 84銭
	3kWの場合1日につき		〃	9.868	34円 54銭	17円 76銭
	3kW超過1kW増すごとに		〃	3.289	11円 51銭	5円 92銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2023年12月4日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表(燃料費調整) 1(2) 口(ホ)に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	67.97	6.18
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	11.51	1.05
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	34.96	3.18
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	20.88	1.90

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.96	0.27
1キロワット	5.92	0.54
2キロワット	11.84	1.08
3キロワット	17.76	1.61
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	5.92	0.54
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力） 1 日につき 契約電力 0.5キロワット 1 キロワット 2 キロワット 3 キロワット 3 キロワットをこえ1 キロワットを 増すごとに	円 銭厘 0.284 0.568 1.136 1.704 0.568	円 銭厘 0.026 0.052 0.103 0.155 0.052
(2) 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	0.173	0.016

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販戦第9号

2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二郎
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)

ハの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)ハの電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものとしたします。

別 表

燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定

された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300 \text{ 円} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023 年 9 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日までの期間	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 2 月の検針日の前日までの期間
2023 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの期間	2024 年 2 月の検針日から 2024 年 3 月の検針日の前日までの期間
2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの期間	2024 年 3 月の検針日から 2024 年 4 月の検針日の前日までの期間
2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの期間	2024 年 4 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間
2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、

a という検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，a という検針日は，応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	10円66銭

(e) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	17円76銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき	11円51銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	76 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 52 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 05 銭 9 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 58 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 64 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 64 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 28 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 56 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 29 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価

の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	32銭3厘	64銭8厘	1円29銭6厘	1円94銭3厘	64銭8厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分～5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2024年2月分～5月分 (※2)	2024年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭	6円99銭
		20Wまで	〃	7.768	27円19銭	13円98銭
		40Wまで	〃	15.536	54円38銭	27円96銭
		60Wまで	〃	23.304	81円56銭	41円95銭
		100Wまで	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
		100W超過100Wまでごとに	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
	小型 機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	40円60銭	20円88銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	81円21銭	41円76銭
		100VA超過100VAまでごとに	〃	23.202	81円21銭	41円76銭
臨時電灯A	50VAまで1日につき	1契約	0.313	1円10銭	0円56銭	
	100VAまで1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭	
	100VA超過500VAまでの 100VAまでごとに1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭	
	500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭	
	1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭	
臨時電力	0.5kWの場合1日につき	1契約	—	(※3) 11円52銭	(※3) 5円92銭	
	1kW1日につき	1kW	6.579	23円03銭	11円84銭	
農事用電力B (育苗温床用電力)	0.5kWの場合1日につき	1契約	—	(※3) 20円73銭	(※3) 10円66銭	
	1kW1日につき	1kW	11.842	41円45銭	21円32銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kWの場合1日につき	1契約	1.645	5円76銭	2円96銭	
	1kWの場合1日につき	〃	3.289	11円51銭	5円92銭	
	2kWの場合1日につき	〃	6.579	23円03銭	11円84銭	
	3kWの場合1日につき	〃	9.868	34円54銭	17円76銭	
	3kW超過1kW増すごとに 1日につき	〃	3.289	11円51銭	5円92銭	

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価および別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につ き 100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボ ルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ ロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごと	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (育苗温床用電力)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20.73	1.88
(ホ) 農事用電力 (脱穀調整用電力)		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5.76	0.52
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11.51	1.05
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34.54	3.14
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワット 増すごとに 1 日につき	11.51	1.05
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	69.91	6.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	41.76	3.80
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごと	11.27	1.02
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）		
契約電力1キロワット1日につき	21.32	1.94
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	10.66	0.97

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ホ) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2.96	0.27
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	5.92	0.54
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	11.84	1.08
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	17.76	1.61
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワット 増すごとに 1 日につき	5.92	0.54
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.647	0.695
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごと	1.233	0.112
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）		
契約電力1キロワット1日につき	2.332	0.212
(ホ) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	0.323	0.029
契約電力1キロワットの場合1日につき	0.648	0.059
契約電力2キロワットの場合1日につき	1.296	0.118

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
契約電力3キロワットの場合1日につき	円 1.943	円 0.177
契約電力3キロワットをこえ1キロワット 増すごとに1日につき	0.648	0.059
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.197	0.018

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ経料発 5 第 1 号

令和 5 年 12 月 4 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山岸 桃子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和6年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容および実施期間

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整

額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り,かつ,129,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は,129,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は,その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は,bの場合を除き,次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和6年1月の検針日から令和6年2月の検針日の前日までの期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和6年2月の検針日から令和6年3月の検針日の前日までの期間
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和6年3月の検針日から令和6年4月の検針日の前日までの期間
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和6年4月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 本則2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{燃料費}}{\text{燃料費調整単価}} - \text{基準燃料費調整単価} \quad \text{(ホ)に定める特別措置の}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{燃料費調整単価} \quad \text{(ホ)に定める特別措置の}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和6年1月の 検針日から令和6 年5月の検針日 の前日までの期間	令和6年5月の 検針日から令和6 年6月の検針日 の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月の 検針日から令和6 年5月の検針日 の前日までの期間	令和6年5月の 検針日から令和6 年6月の検針日の 前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	17円76銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワッ トを増すごとに1日につき	11円51銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月の 検針日から令和6 年5月の検針日 の前日までの期間	令和6年5月の 検針日から令和6 年6月の検針日の 前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最

低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円9銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円9銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ニ 農 事 用 電 力 (脱 穀 調 整 用 電 力)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	30 銭 0 厘	60 銭 1 厘	1 円 20 銭 1 厘	1 円 80 銭 2 厘	60 銭 1 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 につき	18 銭 3 厘
---------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいた

します。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和6年2月分～ 5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和6年2月分～ 5月分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10ワットまでの1灯につき	3.884	13円59銭	6円99銭
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	7.768	27円19銭	13円98銭
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	15.536	54円38銭	27円96銭
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	23.304	81円56銭	41円95銭
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	38.840	135円94銭	69円91銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	38.840	135円94銭	69円91銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	11.601	40円60銭	20円88銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	23.202	81円21銭	41円76銭
		100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	23.202	81円21銭	41円76銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和6年2月分～ 5月分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	1 円 10 銭	0 円 56 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭	1 円 13 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭	1 円 13 銭
	100 ボルトアンペアまでごとに			
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭	11 円 27 銭
臨時電力	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭	11 円 27 銭
	1 キロボルトアンペアまでごとに			
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	23 円 03 銭	11 円 84 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 5 円 92 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	5 円 76 銭	2 円 96 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	11 円 51 銭	5 円 92 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	23 円 03 銭	11 円 84 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	34 円 54 銭	17 円 76 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	11 円 51 銭	5 円 92 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 臨時電灯 A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(c) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	11.51	1.05
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	69.91	6.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	41.76	3.80
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
(d) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.96	0.27
1キロワット	5.92	0.54
2キロワット	11.84	1.08
3キロワット	17.76	1.61
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	5.92	0.54
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表(燃料費調整)2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	4.237	0.385
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	0.057	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの場 合1キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.201	0.109
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.300	0.027
1キロワット	0.601	0.055
2キロワット	1.201	0.109
3キロワット	1.802	0.164
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.601	0.055
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.183	0.017

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年12月4日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事戦本第2号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 大谷 真哉

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a

にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ

き次のとおりといたします。

		2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまで ごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)
の適用を受けているラジオの小型機器料金について、特別措置の
燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき		16円24銭	8円35銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき		24円36銭	12円53銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1日につき	11円52銭	5円92銭
契約電力 1 キロワット 1日につき	23円03銭	11円84銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	10円66銭
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	17円76銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき	11円51銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の 検針日から 2024年5月の 検針日の前日 までの期間	2024年5月の 検針日から 2024年6月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A，供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14 銭 6 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14 銭 6 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 46 銭 0 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 46 銭 0 厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

へ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策にもとづく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款にもとづき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分～5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1) (c)	2024年2月分～ 5月分(※2) (a)×(c)	2024年6月分 (※2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭	6円99銭
		20Wまで	〃	7.768	27円19銭	13円98銭
		40Wまで	〃	15.536	54円38銭	27円96銭
		60Wまで	〃	23.304	81円56銭	41円95銭
		100Wまで	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
	小型 機器	50VA まで	1機器	11.601	40円60銭	20円88銭
		100VA まで	〃	23.202	81円21銭	41円76銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	81円21銭	41円76銭
定額電灯 (附則)	ラジオ	20VA まで	1台	4.640	16円24銭	8円35銭
		30VA まで	〃	6.961	24円36銭	12円53銭
臨時電灯A		50VA まで1日につき	1契約	0.313	1円10銭	0円56銭
		100VA まで1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭
		500VA 超過 1kVA まで1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)11 円 52 銭	(※3)5 円 92 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	23 円 03 銭	11 円 84 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)20 円 73 銭	(※3)10 円 66 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	41 円 45 銭	21 円 32 銭
農事用電力 (附則)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	5 円 76 銭	2 円 96 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭	5 円 92 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	23 円 03 銭	11 円 84 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	34 円 54 銭	17 円 76 銭
	3 kW 超過 1 kW 増すごとに 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭	5 円 92 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

2023年12月 4 日

中部電力ミライズ株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ燃料費調整単価等を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価および2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	16.24	1.48
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	24.36	2.21
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B		
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	11.51	1.05
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	69.91	6.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	41.76	3.80

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	8.35	0.76
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	12.53	1.14
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B		
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	10.66	0.97
契約電力1キロワット1日につき	21.32	1.94
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.96	0.27
1キロワット	5.92	0.54
2キロワット	11.84	1.08
3キロワット	17.76	1.61
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	5.92	0.54
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.905	0.082
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.812	0.165
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.623	0.329
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5.434	0.494
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9.057	0.823
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9.057	0.823
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.705	0.246
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5.411	0.492
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5.411	0.492
ロ 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.082	0.098
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	1.624	0.148

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ハ 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.146	0.013
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.146	0.013
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.460	0.133
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.460	0.133
ニ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.535	0.140
ホ 農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.762	0.251
ヘ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.384	0.035
1キロワット	0.767	0.070
2キロワット	1.535	0.140
3キロワット	2.301	0.209
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.767	0.070
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.233	0.021

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年12月4日

北陸電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第13号

2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山県富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 松田 光司

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）

(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロ，供給約款 21（農事用電力）(1)ハ，供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロ，供給約款附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）もしくは供給約款附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)，供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロ，供給約款 21（農事用電力）(1)ハ，供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロ，供給約款附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）もしくは供給約款附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)

ロ(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (79,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り、かつ、119,700円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が119,700円を上回る場合
平均燃料価格は、119,700円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (119,700 \text{ 円} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、
b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から2024年2月の 検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から2024年3月の 検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から2024年4月の 検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から2024年5月の 検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の 検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	10円66銭

(e) 農事用電力（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワット1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円53銭	17円76銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	11円51銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび農事用電力(脱穀調整需要)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則3(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 95 銭 4 厘
---------------------	--------------

ホ 農事用電力（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 5 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 6 年 2 月分から令和 6 年 5 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 6 年 6 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分～5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2024年2月分～5月分	2024年6月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13円 59銭	6円 99銭
		20W まで		7.768	27円 19銭	13円 98銭
		40W まで		15.536	54円 38銭	27円 96銭
		60W まで		23.304	81円 56銭	41円 95銭
		100W まで		38.840	135円 94銭	69円 91銭
		100W 超過 100W までごとに		38.840	135円 94銭	69円 91銭
公衆街路灯 A	小型機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	40円 60銭	20円 88銭
		100VA までの機器		23.202	81円 21銭	41円 76銭
		100VA 超過 100VA までごとに		23.202	81円 21銭	41円 76銭
臨時電灯 A		50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	1円 10銭	0円 56銭
		100VA まで 1日につき		0.626	2円 19銭	1円 13銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき		0.626	2円 19銭	1円 13銭
		500VA 超過 1kVA まで 1日につき		6.260	21円 91銭	11円 27銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき		6.260	21円 91銭	11円 27銭
臨時電力		1kW 1日につき	1 kW	6.579	23円 03銭	11円 84銭
		0.5kW 1日につき		—	※3 11円 52銭	※3 5円 92銭
農事用電力 B		1kW 1日につき	1 kW	11.842	41円 45銭	21円 32銭
		0.5kW 1日につき		—	※3 20円 73銭	※3 10円 66銭
農事用電力 (脱穀調整需要)		0.5kW 1日につき	1 契約	1.645	5円 76銭	2円 96銭
		1kW 1日につき		3.289	11円 51銭	5円 92銭
		2kW 1日につき		6.578	23円 02銭	11円 84銭

	3kW 1日につき		9.867	34円 53銭	17円 76銭
	3kW 超過1kW 増すごとに 1日につき		3.289	11円 51銭	5円 92銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のおりでございます。

なお、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、四捨五入しております。

また、別表（燃料費調整）2(1)および(2)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で、四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
定額制供給の場合				
定額電灯および公衆街路灯A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27.19	2.47	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54.38	4.94	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	81.56	7.41	41.95	3.81

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
60 ワットをこえ 100 ワット までの1灯につき	135.94	12.36	69.91	6.36
100 ワットをこえる1灯につ き 100 ワットまでごとに	135.94	12.36	69.91	6.36
小型機器				
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	40.60	3.69	20.88	1.90
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81.21	7.38	41.76	3.80
100 ボルトアンペアをこえる 1機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	81.21	7.38	41.76	3.80
臨時電灯A				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10	0.56	0.05
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	2.19	0.20	1.13	0.10
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	2.19	0.20	1.13	0.10
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99	11.27	1.02

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99	11.27	1.02
臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05	5.92	0.54
農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77	21.32	1.94
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20.73	1.88	10.66	0.97
農事用電力（脱穀調整需要）				
契約電力0.5キロワット1日につき	5.76	0.52	2.96	0.27
契約電力1キロワット1日につき	11.51	1.05	5.92	0.54
契約電力2キロワット1日につき	23.02	2.09	11.84	1.08
契約電力3キロワット1日につき	34.53	3.14	17.76	1.61
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	11.51	1.05	5.92	0.54
従量制供給の場合				
1キロワット時につき 特定小売供給約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	3.50	0.32	1.80	0.16

(2) 別表（燃料費調整） 2 (1)および(2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.641	0.058
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.282	0.117
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.563	0.233
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3.846	0.350
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6.409	0.583
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.914	0.174
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.828	0.348
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	3.828	0.348
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	0.103	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1.033	0.094
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.086	0.099

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
農事用電力B 契約電力1キロワット1日につき	1.954	0.178
農事用電力（脱穀調整需要） 契約電力0.5キロワット1日につき	0.272	0.025
契約電力1キロワット1日につき	0.542	0.049
契約電力2キロワット1日につき	1.086	0.099
契約電力3キロワット1日につき	1.628	0.148
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに 1日につき	0.542	0.049
従量制供給の場合 1キロワット時につき 特定小売供給約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を 受ける場合	0.165	0.015

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年12月4日

関西電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第 13 号
2023 年 12 月 4 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。

(2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2），供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 16（従量電灯）（2）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（3）ハ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（3）の電力量料金は，各供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り，かつ，40,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は，40,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものとしたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日としたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

【2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	5円76銭	11円51銭	23円03銭	34円54銭	11円51銭

【2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	2円96銭	5円92銭	11円84銭	17円76銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年 5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年 6月の検針日の前日までの期間
最 低 料 金	1契約につき最 初の15キロワ ット時まで	52円50銭	27円00銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1 キロワット時に つき	3円50銭	1円80銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年 5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年 6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 器 型 機	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘

100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘
--	--------------

ロ 臨時電灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 03 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1 円 08 銭 6 厘	1 円 62 銭 8 厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 5 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 6 年 2 月分から令和 6 年 5 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 6 年 6 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分～5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2024年2月分～5月分	2024年6月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	13円 59銭	6円 99銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	27円 19銭	13円 98銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	54円 38銭	27円 96銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	81円 56銭	41円 95銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	135円 94銭	69円 91銭
		100W をこえる 100W までご とに		38.840	135円 94銭	69円 91銭
	小型機器	50VA まで	1 機器	11.601	40円 60銭	20円 88銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	81円 21銭	41円 76銭
		100VA をこえる 100VA までご とに		23.202	81円 21銭	41円 76銭
臨時電灯 A	50VA まで	1 契約 1 日に つき	0.313	1円 10銭	0円 56銭	
	50VA をこえ 100VA まで		0.626	2円 19銭	1円 13銭	
	100VA をこえ 500VA までの場 合 100VA までごとに		0.626	2円 19銭	1円 13銭	
	500VA をこえ 1kVA まで		6.260	21円 91銭	11円 27銭	
	1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		6.260	21円 91銭	11円 27銭	
臨時電力	0.5kW の場合	1 契約	-	(※3) 11円 52銭	(※3) 5円 92銭	
	1kW の場合	1 日に つき	6.579	23円 03銭	11円 84銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kW の場合	1 契約	1.645	5円 76銭	2円 96銭	
	1kW の場合	1 日に つき	3.289	11円 51銭	5円 92銭	
	2kW の場合		6.579	23円 03銭	11円 84銭	
	3kW の場合		9.868	34円 54銭	17円 76銭	

	3kWをこえ1kWを増すごとに		3.289	11円 51銭	5円 92銭
従量電灯A	最初の15kWhまで	1契約	15.000	52円 50銭	27円 00銭
臨時電灯B 公衆街路灯B	15kWh超過分	1契約	1.000	3円 50銭	1円 80銭

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1)別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	135.94	12.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	11.51	1.05
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	3.50	0.32
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2)別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	69.91	6.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	41.76	3.80
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	11.27	1.02

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.96	0.27
1キロワット	5.92	0.54
2キロワット	11.84	1.08
3キロワット	17.76	1.61
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	5.92	0.54
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	27.00	2.45
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	1.80	0.16
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(3)別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	6.409	0.583

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1. 914	0. 174
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3. 828	0. 348
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	3. 828	0. 348
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0. 052	0. 005
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0. 103	0. 009
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0. 103	0. 009
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1. 033	0. 094
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1. 033	0. 094

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.086	0.099
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.272	0.025
1キロワット	0.542	0.049
2キロワット	1.086	0.099
3キロワット	1.628	0.148
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.542	0.049
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット 時まで	2.475	0.225
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時に つき	0.165	0.015
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.165	0.015

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年12月4日

中国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販計 第46号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村康稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ホ、供給約款17（臨時電灯）（3）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（3）ハ、供給約款19（低圧電力）（5）、供給約款20（臨時電力）（3）ロ、供給約款21（農事用電力）（1）ハ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（ロ）もしくは供給約款21（農事用電力）（3）ニ（ロ）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ホ、供給約款

17（臨時電灯）（3）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（3）ハ、供給約款 19（低圧電力）（5）、供給約款 20（臨時電力）（3）ロ、供給約款 21（農事用電力）（1）ハ、供給約款 21（農事用電力）（2）ロ（ロ）もしくは供給約款 21（農事用電力）（3）ニ（ロ）の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合
平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価

－ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日 から2024年5月の検針 日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検針 日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭	34円96銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	20円88銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日 から2024年5月の検 針日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検 針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごと に	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日 から2024年5月の検針 日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検針 日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日 から2024年5月の検針 日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検針 日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円53銭	17円76銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円68銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	57円56銭	29円60銭

(e) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日 から2024年5月の検針 日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検針 日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	10円66銭

b 従量制供給の場合

- (a) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日 から2024年5月の検針 日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検針 日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	52円50銭	27円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

- (b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日 から2024年5月の検針 日の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検針 日の前日までの期間
1キロワット時につき		3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B（脱穀調整需要）および農事用電力C（育苗・栽培需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bまたは農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低

料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	82 銭 5 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき 50ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が 500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 39 銭 7 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増して適用する場合があります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロワット当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付 書類

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

添付書類 1

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類 2

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		2024年2月分～5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2024年2月分～5月分	2024年6月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯、 公衆街路灯 Aおよび農 事用電灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13円 59銭	6円 99銭
		20W まで	〃	7.768	27円 19銭	13円 98銭
		40W まで	〃	15.536	54円 38銭	27円 96銭
		60W まで	〃	23.304	81円 56銭	41円 95銭
		100W まで	〃	38.840	135円 94銭	69円 91銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	67円 97銭	34円 96銭
	小型 機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	40円 60銭	20円 88銭
		100VA までの機器	〃	23.202	81円 21銭	41円 76銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	40円 60銭	20円 88銭
臨時電灯 A	50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	1円 10銭	56銭	
	100VA まで 1日につき	〃	0.626	2円 19銭	1円 13銭	
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	〃	0.626	2円 19銭	1円 13銭	
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	〃	6.260	21円 91銭	11円 27銭	
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA まで ごとに 1日につき	〃	6.260	21円 91銭	11円 27銭	
臨時電力	1kW1 日につき	1 契約	6.579	23円 03銭	11円 84銭	
	0.5kW の場合 1日につき	〃	—	(※3) 11円 52銭	(※3) 5円 92銭	
農事用電力 B (脱穀調整需要)	0.5kW1 日につき	1 契約	1.6445	5円 76銭	2円 96銭	
	1kW1 日につき	〃	3.289	11円 51銭	5円 92銭	
	2kW1 日につき	〃	6.578	23円 02銭	11円 84銭	
	3kW1 日につき	〃	9.867	34円 53銭	17円 76銭	
	4kW1 日につき	〃	13.156	46円 05銭	23円 68銭	
	5kW1 日につき	〃	16.445	57円 56銭	29円 60銭	
農事用電力 C	1kW1 日につき	1 契約	11.842	41円 45銭	21円 32銭	

(育苗・栽培需要)	0.5kW の場合 1 日につき	〃	—	(※3) 20 円 73 銭	(※3) 10 円 66 銭
従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B、およ び農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセン ト割増して適用する場 合）の最低料金部分	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	52 円 50 銭	27 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- （1）別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	67.97	6.18

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	40.60	3.69
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	5.76	0.52
1 キロワット	11.51	1.05
2 キロワット	23.02	2.09
3 キロワット	34.53	3.14
4 キロワット	46.05	4.19
5 キロワット	57.56	5.23
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20.73	1.88
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆 街路灯 B および農事用電灯 (従量 電灯 A の料金を 10 パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	3.50	0.32
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび		
農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワット		
までの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワット		
までの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワット		
までの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワット		
までの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯に		
つき50ワットまでごとに	34.96	3.18

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	20.88	1.90
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	11.27	1.02

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	11.84	1.08
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5.92	0.54
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	2.96	0.27
1 キロワット	5.92	0.54
2 キロワット	11.84	1.08
3 キロワット	17.76	1.61
4 キロワット	23.68	2.15
5 キロワット	29.60	2.69
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	21.32	1.94
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	10.66	0.97
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B および農事用電灯 (従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	27.00	2.45
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	1.80	0.16
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表(燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合 (イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および 農事用電灯 電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0. 825	0. 075
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1. 649	0. 150
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3. 298	0. 300
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	4. 948	0. 450
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	8. 246	0. 750
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	4. 123	0. 375

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	2.463	0.224
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1.329	0.121
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1.329	0.121

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127
(ニ) 農事用電力B(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
(ホ) 農事用電力C(育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆 街路灯Bおよび農事用電灯(従量 電灯Aの料金を10パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワッ ト時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時に つき	0.212	0.019
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.212	0.019

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

2023 年 12 月 4 日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令5第3号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは

差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ，供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を上回り、かつ、120,000円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,000円を上回る場合
平均燃料価格は、120,000円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,000 \text{円} - 80,000 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものとしたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日としたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭	34円96銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	20円88銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 銭	56 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭	1 円 13 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 銭	1 円 13 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 銭	11 円 27 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 銭	11 円 27 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 84 銭

ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
1 日につき	11 円 52 銭	5 円 92 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	5 円 76 銭	2 円 96 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 銭	5 円 92 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 84 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34 円 53 銭	17 円 76 銭
契約電力 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	11 円 51 銭	5 円 92 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

		2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	38 円 50 銭	19 円 80 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は, (2) によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 (脱穀調整用電力)

燃料費調整額は, (2) によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は, その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし, 従量電灯 A, 臨時電

灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	2円99銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円01銭3厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(1) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

対象	範囲	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	38円 50銭	19円 80銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円 50銭	1円 80銭

(2) (1) 以外の場合

	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間
	(a)	(b)
1キロワット時につき	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間 (※2)	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1灯	3.884	13円 59銭	6円 99銭
		10W をこえ 20W まで	1灯	7.768	27円 19銭	13円 98銭
		20W をこえ 40W まで	1灯	15.536	54円 38銭	27円 96銭
		40W をこえ 60W まで	1灯	23.304	81円 56銭	41円 95銭
		60W をこえ 100W まで	1灯	38.840	135円 94銭	69円 91銭
		100W をこえる 50W までごとに	1灯	19.420	67円 97銭	34円 96銭
	小型 機器	50VA まで	1機器	11.601	40円 60銭	20円 88銭
		50VA をこえ 100VA まで	1機器	23.202	81円 21銭	41円 76銭
		100VA をこえる 50VA までごとに	1機器	11.601	40円 60銭	20円 88銭

臨時電灯 A (1日につき)	総容量が 50VA まで	—	0.313	1 円 10 銭	56 銭
	総容量が 50VA をこえ 100VA まで	—	0.626	2 円 19 銭	1 円 13 銭
	総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	—	0.626	2 円 19 銭	1 円 13 銭
	総容量が 500VA をこえ 1kVA まで	—	6.260	21 円 91 銭	11 円 27 銭
	総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	—	6.260	21 円 91 銭	11 円 27 銭
臨時電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※3) 11 円 52 銭	(※3) 5 円 92 銭
	契約電力 1 kW	—	6.579	23 円 03 銭	11 円 84 銭
脱穀調整用電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※4) 5 円 76 銭	(※4) 2 円 96 銭
	契約電力 1kW	—	3.289	11 円 51 銭	5 円 92 銭
	契約電力 2kW	—	—	(※4) 23 円 02 銭	(※4) 11 円 84 銭
	契約電力 3kW	—	—	(※4) 34 円 53 銭	(※4) 17 円 76 銭
	契約電力 3kW をこえ 1kW を増すごとに	—	—	(※4) 11 円 51 銭	(※4) 5 円 92 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 契約電力 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※4 契約電力 1 kW の場合のみなし kWh に契約電力および(a)または(b)を乗じ、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
a 定額制供給の場合	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	27.19	2.47	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	54.38	4.94	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	81.56	7.41	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯 につき50ワットまでごとに	67.97	6.18	34.96	3.18

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
小型機器				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69	20.88	1.90
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38	41.76	3.80
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアン ペアまでごとに	40.60	3.69	20.88	1.90
(b) 臨時電灯 A				
1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10	0.56	0.05
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20	1.13	0.10
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20	1.13	0.10
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99	11.27	1.02
総容量が 1 キロボルトアンペ アをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトア ンペアまでごとに	21.91	1.99	11.27	1.02
(c) 臨時電力				
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	23.03	2.09	11.84	1.08
契約電力 0.5 キロワットの 場合 1 日につき	11.52	1.05	5.92	0.54

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力				
0.5キロワット	5.76	0.52	2.96	0.27
1キロワット	11.51	1.05	5.92	0.54
2キロワット	23.02	2.09	11.84	1.08
3キロワット	34.53	3.14	17.76	1.61
3キロワットをこえ1キロ ワットを増すごとに	11.51	1.05	5.92	0.54
b 従量制供給の場合				
(a) 従量電灯A、臨時電灯Bおよ び公衆街路灯B 最低料金				
1契約につき最初の11 キロワット時まで	38.50	3.50	19.80	1.80
電力量料金 上記をこえる1キロワッ ト時につき	3.50	0.32	1.80	0.16
(b) (a)以外の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32	1.80	0.16

(2) 別表（燃料費調整） 2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.598	0.054
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯 につき	1.197	0.109
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	2.393	0.218
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	3.589	0.326
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	5.982	0.544
100 ワットをこえる 1 灯につき		
50 ワットまでごとに	2.991	0.272
小 型 機 器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.786	0.162
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	3.573	0.325
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1.786	0.162
ロ 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.048	0.004
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの場合	0.097	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ		
500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.097	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ		
1 キロボルトアンペアまでの場合	0.964	0.088
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに	0.964	0.088
ハ 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.013	0.092

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	円 銭厘 0.253 0.506 1.013 1.519 0.506	円 銭厘 0.023 0.046 0.092 0.138 0.046
(2) 従量制供給の場合 イ 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の11キロワット 時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき ロ イ以外の場合 1キロワット時につき	 1.694 0.154 0.154	 0.154 0.014 0.014

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料 第5号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺 和弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和5年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、

供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものとしたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(i) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合
平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの 期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの 期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの 期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの 期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの 期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日としたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、

基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭
小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭	20円88銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭	17円76銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円68銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	57円56銭	29円60銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力および農事用電力B（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは

供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

ニ 農 事 用 電 力 B (脱 穀 調 整 需 要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 に つ き	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘
-------------	-----------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの

平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ
当社の事務所に掲示いたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分～ 5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2024年2月分 ～5月分 (※2)	2024年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	13円59銭	6円99銭
		10ワットをこえ20ワットまで	〃	7.768	27円19銭	13円98銭
		20ワットをこえ40ワットまで	〃	15.536	54円38銭	27円96銭
		40ワットをこえ60ワットまで	〃	23.304	81円56銭	41円95銭
		60ワットをこえ100ワットまで	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
		100ワットをこえる100ワット までごとに	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
	小型機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	40円60銭	20円88銭
		50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまで	〃	23.202	81円21銭	41円76銭
		100ボルトアンペアをこえる50 ボルトアンペアまでごとに	〃	11.601	40円60銭	20円88銭
臨時電灯A	総容量が50ボルトアンペアま での場合1日につき	1契約	0.313	1円10銭	0円56銭	
	総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまでの 場合1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭	
	総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまでご とに1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭	
	総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアま での場合1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭	
	総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭	

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2024年2月分～ 5月分 (※2)	2024年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	—	(※3) 11円52銭	(※3) 5円92銭
		1キロワット1日につき	1キロワット	6.579	23円03銭	11円84銭
農事用電力B (脱穀調整需要)		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	1.645	5円76銭	2円96銭
		1キロワットの場合1日につき	〃	3.289	11円51銭	5円92銭
		2キロワットの場合1日につき	〃	6.579	23円03銭	11円84銭
		3キロワットの場合1日につき	〃	9.868	34円54銭	17円76銭
		4キロワットの場合1日につき	〃	13.158	46円05銭	23円68銭
		5キロワットの場合1日につき	〃	16.447	57円56銭	29円60銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2023年12月 4 日
九州電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
4キロワット	46.05	4.19
5キロワット	57.56	5.23
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	69.91	6.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	20.88	1.90

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.96	0.27
1キロワット	5.92	0.54
2キロワット	11.84	1.08
3キロワット	17.76	1.61
4キロワット	23.68	2.15
5キロワット	29.60	2.69
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.224	0.020
1キロワット	0.449	0.041
2キロワット	0.898	0.082
3キロワット	1.346	0.122
4キロワット	1.795	0.163
5キロワット	2.243	0.204
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.136	0.012

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年12月4日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販企発第 18 号

2023 年 12 月 4 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款22（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（業務用電力）(5)、供給約款20（低圧電力）(5)、供給約款21（高圧電力）

(1)ホ, 供給約款21 (高圧電力) (2)ニ, 供給約款22 (臨時電力) (3)ロ, 供給約款23 (農事用電力) (3), 供給約款24 (自家発補給電力) (1)ハ, 供給約款24 (自家発補給電力) (2)ハもしくは供給約款25 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における, 供給約款15 (定額電灯) (4)もしくは供給約款18 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 供給約款16 (従量電灯) (4), 供給約款17 (臨時電灯) (1)ハ, 供給約款17 (臨時電灯) (2)ロ, 供給約款18 (公衆街路灯) (2)ロもしくは供給約款22 (臨時電力) (3)イの料金または供給約款19 (業務用電力) (5), 供給約款20 (低圧電力) (5), 供給約款21 (高圧電力) (1)ホ, 供給約款21 (高圧電力) (2)ニ, 供給約款22 (臨時電力) (3)ロ, 供給約款23 (農事用電力) (3), 供給約款24 (自家発補給電力) (1)ハ, 供給約款24 (自家発補給電力) (2)ハもしくは供給約款25 (予備電力) (3)の電力量料金は, 供給約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 供給約款に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、122,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が122,300円を上回る場合
平均燃料価格は、122,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和6年1月の検針日から令和6年2月の検針日の前日までの期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和6年2月の検針日から令和6年3月の検針日の前日までの期間
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和6年3月の検針日から令和6年4月の検針日の前日までの期間
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和6年4月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃

料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	19円42銭	9円71銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	38円84銭	19円42銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	77円68銭	38円84銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	116円52銭	58円26銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	194円20銭	97円10銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	194円20銭	97円10銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭	29円00銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	116円01銭	58円01銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	116円01銭	58円01銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円57銭	78銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	3円13銭	1円57銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	3円13銭	1円57銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	31円30銭	15円65銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	31円30銭	15円65銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	32円90銭	16円45銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	16円45銭	8円23銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の 10キロワット時まで	50円00銭	25円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロ ワット時につき	5円00銭	2円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
1キロワットにつき	低圧で供給を受ける場合	5円00銭	2円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円00銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

また、電気料金の値上げによる影響を軽減することにより県民および県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えにつなげることを目的として、沖縄電気料金高騰緊急対策事業が実施されており、令和6年1月分までの措置とされていた電気料金に対する支援が延長されることとなっております。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続及び沖縄電気料金高騰緊急対策事業の延長が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき5.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.0円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和6年2月分～ 5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	50 円 00 銭	25 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット時につき	5 円 00 銭	2 円 50 銭
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5 円 00 銭	2 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 00 銭	1 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和6年2月分～ 5月分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	19 円 42 銭	9 円 71 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	38 円 84 銭	19 円 42 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	77 円 68 銭	38 円 84 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	116 円 52 銭	58 円 26 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	194 円 20 銭	97 円 10 銭
		100 ワットをこえ 100 ワットま でごとに		38.840	194 円 20 銭	97 円 10 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまで 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボ ルトアンペアまで 100 ボルトをこえ 100 ボルトア ンペアまでごとに	1 機器	11.601	58 円 01 銭	29 円 00 銭
23.202				116 円 01 銭	58 円 01 銭	
23.202				116 円 01 銭	58 円 01 銭	

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和6年2月分～ 5月分(※2)	令和6年6月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 57 銭	0 円 78 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	3 円 13 銭	1 円 57 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	3 円 13 銭	1 円 57 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	31 円 30 銭	15 円 65 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	31 円 30 銭	15 円 65 銭
臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 16 円 45 銭	(※3) 8 円 23 銭
	1kW1 日につき	1kW	6.579	32 円 90 銭	16 円 45 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

令和 5 年 12 月 4 日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(特定小売供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	19.42	1.77
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	38.84	3.53
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	116.52	10.59
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	194.20	17.65
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	194.20	17.65
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	58.01	5.27
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	116.01	10.55
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	116.01	10.55
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.57	0.14
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	3.13	0.28
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	3.13	0.28
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	31.30	2.85
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	31.30	2.85
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	32.90	2.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	50.00	4.55
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	5.00	0.45
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	5.00	0.45
高圧で供給を受ける場合	3.00	0.27

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.71	0.88
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19.42	1.77
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38.84	3.53
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58.26	5.30
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	97.10	8.83
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	97.10	8.83
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	29.00	2.64
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	58.01	5.27
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	58.01	5.27
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.78	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	1.57	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボル トアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.57	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	15.65	1.42
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	15.65	1.42
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	16.45	1.50

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	25.00	2.27
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	2.50	0.23
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.50	0.23
高圧で供給を受ける場合	1.50	0.14

(3) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き	6.329	0.575
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

以上

経済産業省

20231204資第6号
令和5年12月6日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和5年12月4日

北海道電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

北ネ企第25号
令和5年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野 一 広

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和6年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和6年1月1日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 燃料費等調整

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (89,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 5 年 8 月 1 日から 令和 5 年 10 月 31 日までの期間	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 1 月の検針日の前日までの期間
令和 5 年 9 月 1 日から 令和 5 年 11 月 30 日までの期間	令和 6 年 1 月の検針日から 令和 6 年 2 月の検針日の前日までの期間
令和 5 年 10 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日までの期間	令和 6 年 2 月の検針日から 令和 6 年 3 月の検針日の前日までの期間
令和 5 年 11 月 1 日から 令和 6 年 1 月 31 日までの期間	令和 6 年 3 月の検針日から 令和 6 年 4 月の検針日の前日までの期間
令和 5 年 12 月 1 日から 令和 6 年 2 月 29 日までの期間	令和 6 年 4 月の検針日から 令和 6 年 5 月の検針日の前日までの期間
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの期間	令和 6 年 5 月の検針日から 令和 6 年 6 月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a いう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力 B のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平

均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、
a に準ずるものとしたします。この場合、 a という各月の検針日
は、その月の翌月の初日としたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる
燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回り、か
つ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単
価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回り、か
つ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単
価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりとしたします。

	令和6年1月1日 から令和6年5月 の検針日の前日ま での期間	令和6年5月の検 針日から令和6年 6月の検針日の前 日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

	令和6年1月1日～ 令和6年5月の検針日の前日	令和6年5月の検針日～ 令和6年6月の検針日の前日
1キロワット時につき	1円 80銭	90銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和6年1月1日から令和6年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和6年1月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	1.80	0.16

ロ 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	0.90	0.08

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	0.188	0.017

最終保障供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年12月4日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第14号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年3月1日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(1)にもとづき燃料費調整額、燃料費等調整用市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(i)、(ii)または(iii)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ii)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

附 則

1 本供給条件の実施期日

本供給条件は2024年1月1日から実施いたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(i) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (85,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2の基準単価}}{1,000}$$

(ii) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および

c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	0円90銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整額から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分 ～5月分	2024年6月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	0円90銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

1 2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.80	円 0.16

2 2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.90	円 0.08

最終保障供給特例承認申請書

令和5年12月4日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発5第14号

令和5年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和6年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年6月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和6年2月1日から令和6年6月30日までといたします。

3 燃料費等調整

燃料費等調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費等調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約

款に定める燃料費等調整によらず，別表（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費等調整）

別 表

別表（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 64,900\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費等調整)2の基準燃料単価}}{1,000}$$

$$+ (\text{加重平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times \text{別表(燃料費等調整)3の基準市場単価}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和5年9月21日から令和5年12月20日までの期間	令和6年2月の料金に係る計量期間等
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和5年10月21日から令和6年1月20日までの期間	令和6年3月の料金に係る計量期間等
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和5年11月21日から令和6年2月20日までの期間	令和6年4月の料金に係る計量期間等
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和5年12月21日から令和6年3月20日までの期間	令和6年5月の料金に係る計量期間等
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年1月21日から令和6年4月20日までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和5年9月21日から令和5年12月20日までの期間	令和6年2月1日から令和6年2月29日までの期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和5年10月21日から令和6年1月20日までの期間	令和6年3月1日から令和6年3月31日までの期間
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和5年11月21日から令和6年2月20日までの期間	令和6年4月1日から令和6年4月30日までの期間
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和5年12月21日から令和6年3月20日までの期間	令和6年5月1日から令和6年5月31日までの期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年1月21日から令和6年4月20日までの期間	令和6年6月1日から令和6年6月30日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費等調整）1(2)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット

市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格ならびに別表（燃料費等調整）1（3）によって算定
された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせ
いたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところでもあります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費等調整単価の 算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価

		令和6年2月分 ～令和6年5月分	令和6年6月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	90銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った最終保障供給特例承認申請書（令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年6月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㍀）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価および別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㍀）に定める令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.80	円 0.16

- (2) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㍀）に定める令和6年6月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.90	円 0.08

(3) 別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.150	円 0.014

(4) 別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.337	円 0.031

最終保障供給特例承認申請書

2023年12月4日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 10 号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員
清水 隆一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(4)ロ、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(4)ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力A）（4）ロ，最終保障供給約款 17（最終保障電力B）（4）ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} &= (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000} \\ &+ \text{別表 (燃料費調整) 3 の卸市場単価} - \text{別表 (燃料費調整) 4 の特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(4) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023 年 9 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日までの期間	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 2 月の検針日の前日までの期間
2023 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの期間	2024 年 2 月の検針日から 2024 年 3 月の検針日の前日までの期間
2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの期間	2024 年 3 月の検針日から 2024 年 4 月の検針日の前日までの期間
2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの期間	2024 年 4 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間
2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客

さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭6厘
------------	-------

3 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19 \text{円} 37 \text{銭}) \times 10.3 \text{パーセント}$$

4 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日 までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日 までの期間
1 キロワット 時につき	1 円 80 銭	0 円 90 銭

5 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格，別表（燃料費調整）1 (2) の各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を
必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2024年 2月分～5月分	2024年 6月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	1円80銭	0円90銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で、別表（燃料費調整）4に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.196	0.018

(2) 別表（燃料費調整）4に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合 2024年1月の検針日から2024年5月の 検針日の前日までの期間	1.80	0.16
2024年5月の検針日から2024年6月の 検針日の前日までの期間	0.90	0.08

最終保障供給特例承認申請書

託サ第15号

2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2024年2月1日から2024年6月30日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4) もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3) の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2) に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4) もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3) の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (イ)、 (ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ニ) により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (79,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年2月1日から2024年2月29日 までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年3月1日から2024年3月31日 までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年4月1日から2024年4月30日 までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年5月1日から2024年5月31日 までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年6月1日から2024年6月30日 までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年2月1日から2024年 5月31日までの期間	2024年6月1日から2024年 6月30日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭7厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	2024年2月1日から 2024年5月31日まで の期間	2024年6月1日から 2024年6月30日まで の期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により申請を行った最終保障供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2024年2月1日から 2024年5月31日までの期間		2024年6月1日から 2024年6月30日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	1.80	0.16	0.90	0.08

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき	0.177	0.016

最終保障供給特例承認申請書

2023 年 12 月 4 日

関西電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

関送企発 第 14 号

2023 年 12 月 4 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 白銀 隆之

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金におい

て、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費

調整単価」といいます。)は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの 期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの 期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの 期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの 期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの 期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	1 円 80 銭	90 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭8厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に 基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給
を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

関西電力送配電株式会社

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2024年2月分 ～5月分	2024年6月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受け る場合	1円 80銭	90銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間実施。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭	円 銭
2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	1.80	0.16
2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間	0.90	0.08

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘	円 銭厘
	0.158	0.014

最終保障供給特例承認申請書

令和5年12月4日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業制発第5号
令和5年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 横井 郁夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和6年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（3），最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（3）または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年9月1日から 令和5年11月30日までの期間	令和6年1月の検針日から 令和6年2月の検針日の前日までの期間
令和5年10月1日から 令和5年12月31日までの期間	令和6年2月の検針日から 令和6年3月の検針日の前日までの期間
令和5年11月1日から 令和6年1月31日までの期間	令和6年3月の検針日から 令和6年4月の検針日の前日までの期間
令和5年12月1日から 令和6年2月29日までの期間	令和6年4月の検針日から 令和6年5月の検針日の前日までの期間
令和6年1月1日から 令和6年3月31日までの期間	令和6年5月の検針日から 令和6年6月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

- c 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

- ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円(消費税等相当額を含む)を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円(消費税等相当額を含む)を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和6年 2月分～5月分	令和6年 6月分
1キロワット時につき	高圧で供給を 受ける場合	1円80銭	90銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行った最終保障供給特例承認申請書（令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 1.80	円 銭 0.16

- (2) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 0.90	円 銭 0.08

- (3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 厘 0.154	円 銭 厘 0.014

最終保障供給特例承認申請書

2023 年 12 月 4 日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

企 託 サ 第 39 号
2023 年 12 月 4 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（スポット市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{円}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の 前日までの期間	2024年5月の検針日か ら2024年6月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	20 銭 5 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 28 条の 規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

		2024年 2月分～5月分	2024年 6月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	90銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2（適用期間）に定める適用期間のうち2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	1.80	0.16
2（適用期間）に定める適用期間のうち2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.90	0.08

(2) 別表2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.205	0.019

最終保障供給特例承認申請書

契託制第9号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2024年1月1日から2024年6月末日

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表4（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価に

よらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 5 年 9 月 1 日から 令和 5 年 11 月 30 日までの期間	令和 6 年 1 月の検針日から 令和 6 年 2 月の検針日の前日 までの期間
令和 5 年 10 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日までの期間	令和 6 年 2 月の検針日から 令和 6 年 3 月の検針日の前日 までの期間
令和 5 年 11 月 1 日から 令和 6 年 1 月 31 日までの期間	令和 6 年 3 月の検針日から 令和 6 年 4 月の検針日の前日 までの期間
令和 5 年 12 月 1 日から 令和 6 年 2 月 29 日までの期間	令和 6 年 4 月の検針日から 令和 6 年 5 月の検針日の前日 までの期間
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの期間	令和 6 年 5 月の検針日から 令和 6 年 6 月の検針日の前日 までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの
期間

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 8 0 銭
-------------	-----------

b 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの
期間

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9 0 銭
-------------	-------

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 0 厘
-------------	-----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間に

おける1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策にもとづく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款にもとづき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、令和6年6月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

(円)

		令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1.80	0.90

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった電気最終保障供給約款以外の供給条件（令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の 前日までの期間 1キロワット時につき	1.80	0.16
b 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の 前日までの期間 1キロワット時につき	0.90	0.08

(2) 別表2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき	0.130	0.012

経済産業省

20231204資第6号
令和5年12月6日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

令和5年12月4日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北ネ企第24号
令和5年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野 一 広

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和6年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年8月17日届出。以下「離島約款〔低圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和5年8月17日届出。以下「離島約款〔高圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和6年1月1日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）（1）ハ，離島約款〔低圧〕22（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4），離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯（eタイム3））（4），離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）（2）ハ，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）（3）ロ，離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧〕附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2），離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）（2）ニ，離島約款〔低圧〕附則14（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧〕附則16（低圧電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則17（臨時電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則18（農事用電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則19（融雪用電力A（ホットタイム19）のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則20（融雪用電力B（ホットタイム22）のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則21（融雪用電力C（ホットタイム19エコ）のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則22（融雪用電力D（ホットタイム22エコ）のお客さまについての特別措置）もしくは離島約款〔低圧〕附則23（融雪用電力L（ホットタイム22ロング）のお客さまについての特別措置）の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表2（燃料費等調整）（1）ロにもとづき燃料費調整額，加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

離島約款〔低圧〕において，2（適用期間）に定める適用期間における，離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島

約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4）、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯（eタイム3））（4）、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2）、離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）（2）ニ、離島約款〔低圧〕附則14（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）（4）、離島約款〔低圧〕附則16（低圧電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則17（臨時電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則18（農事用電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則19（融雪用電力A（ホットタイム19）のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則20（融雪用電力B（ホットタイム22）のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則21（融雪用電力C（ホットタイム19エコ）のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則22（融雪用電力D（ホットタイム22エコ）のお客さまについての特別措置）もしくは離島約款〔低圧〕附則23（融雪用電力L（ホットタイム22ロング）のお客さまについての特別措置）の電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ）a、bまたはcにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ）dにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 燃料費等調整

離島約款〔高圧〕において、2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、離島約款〔高圧〕別表2（燃料費等調整）（2）に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ロ）a、bまたはcにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ロ）dにより

算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (89,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(b)および(c)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和6年1月1日から 令和6年1月の検針日の前日までの期間
令和5年9月1日から 令和5年11月30日までの期間	令和6年1月の検針日から 令和6年2月の検針日の前日までの期間
令和5年10月1日から 令和5年12月31日までの期間	令和6年2月の検針日から 令和6年3月の検針日の前日までの期間
令和5年11月1日から 令和6年1月31日までの期間	令和6年3月の検針日から 令和6年4月の検針日の前日までの期間
令和5年12月1日から 令和6年2月29日までの期間	令和6年4月の検針日から 令和6年5月の検針日の前日までの期間
令和6年1月1日から 令和6年3月31日までの期間	令和6年5月の検針日から 令和6年6月の検針日の前日までの期間

(b) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(a)に準ずるものといたします。この場合、(a)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(a)にいう検針日は、応当日といたします。

(c) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(a)に準ずるものといたします。この場合、(a)にいう検針日は、計量日といたします。

b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和6年1月1日から 令和6年1月31日までの期間
令和5年9月1日から 令和5年11月30日までの期間	令和6年2月1日から 令和6年2月29日までの期間
令和5年10月1日から 令和5年12月31日までの期間	令和6年3月1日から 令和6年3月31日までの期間
令和5年11月1日から 令和6年1月31日までの期間	令和6年4月1日から 令和6年4月30日までの期間
令和5年12月1日から 令和6年2月29日までの期間	令和6年5月1日から 令和6年5月31日までの期間
令和6年1月1日から 令和6年3月31日までの期間	令和6年6月1日から 令和6年6月30日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +
e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和6年1月1日 から令和6年5月 の検針日の前日ま での期間	令和6年5月の検 針日から令和6年 6月の検針日の前 日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につ き	1 3 円 5 9 銭	6 円 9 9 銭
	10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 9 8 銭
	20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 9 6 銭
	40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	8 1 円 5 6 銭	4 1 円 9 5 銭
	60ワットをこえ100ワッ トまでの1灯につき	1 3 5 円 9 4 銭	6 9 円 9 1 銭
	100ワットをこえる1灯 につき50ワットまでごと に	6 7 円 9 7 銭	3 4 円 9 6 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1機器につき	4 0 円 6 0 銭	2 0 円 8 8 銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで の1機器につき	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭
	100ボルトアンペアをこ える1機器につき50ボル トアンペアまでごとに	4 0 円 6 0 銭	2 0 円 8 8 銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和6年1月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和6年1月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	350円00銭	180円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

- (a) 業務用電力または契約電力が500キロワット未満の高圧電力（当該契約に係る予備電力を含みます。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月1日から令和6年4月30日までの期間	令和6年5月1日から令和6年5月31日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

- (b) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力（当該契約に係る予備電力を含みます。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月1日から令和6年5月31日までの期間	令和6年6月1日から令和6年6月30日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定され

た燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	6 7 銭 1 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 円 3 4 銭 2 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2 円 6 8 銭 3 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4 円 0 2 銭 5 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	6 円 7 0 銭 8 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3 円 3 5 銭 4 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 0 0 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4 円 0 0 銭 7 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 0 0 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 8 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 8 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 1 3 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 7 円 2 7 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 7 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

(1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価，加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合で業務用電力または契約電力 500 キロワット未満の高圧電力のとき

	令和6年1月1日～ 令和6年4月30日	令和6年5月1日～ 令和6年5月31日
1キロワット時につき	1円 80銭	90銭

○高圧で供給を受ける場合で契約電力が 500 キロワット以上の高圧電力のとき

	令和6年1月1日～ 令和6年5月31日	令和6年6月1日～ 令和6年6月30日
1キロワット時につき	1円 80銭	90銭

○低圧で供給を受ける場合で従量制供給のとき

	令和6年1月1日～ 令和6年5月の検針日の前日	令和6年5月の検針日～ 令和6年6月の検針日の前日
	(a)	(b)
1キロワット時につき	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和6年1月1日～ 令和6年5月の 検針日の前日 (※2)	令和6年5月の検針日～ 令和6年6月の 検針日の前日 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A			
電灯料金			
10Wまでの1灯につき	3.884	13円 59銭	6円 99銭
10Wをこえ20Wまでの1灯につき	7.768	27円 19銭	13円 98銭
20Wをこえ40Wまでの1灯につき	15.536	54円 38銭	27円 96銭
40Wをこえ60Wまでの1灯につき	23.304	81円 56銭	41円 95銭
60Wをこえ100Wまでの1灯につき	38.840	135円 94銭	69円 91銭
100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	19.420	67円 97銭	34円 96銭
小型機器料金			
50VAまでの1機器につき	11.601	40円 60銭	20円 88銭
50VAをこえ100VAまでの1機器につき	23.202	81円 21銭	41円 76銭
100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	11.601	40円 60銭	20円 88銭
臨時電灯A			
1日につき			
総容量が50VAまでの場合	0.313	1円 10銭	56銭
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	0.626	2円 19銭	1円 13銭
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合	0.626	2円 19銭	1円 13銭
100VAまでごとに			
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	6.260	21円 91銭	11円 27銭
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合	6.260	21円 91銭	11円 27銭
1kVAまでごとに			
臨時電力			
契約電力1kW1日につき	6.579	23円 03銭	11円 84銭
契約電力0.5kW1日につき	-	(※3)11円 52銭	(※3)5円 92銭
深夜電力A			
1契約につき	100.000	350円 00銭	180円 00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった離島等供給特例承認申請書（令和6年1月1日から令和6年6月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(i) e, (r) e (a)および(b)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(i) eに定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和6年1月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間

(i) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワット1日につき	11.52	1.05
深夜電力 A		
1 契約につき	350.00	31.82

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	3.50	0.32

ロ 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	34.96	3.18
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	20.88	1.90
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワット1日につき	5.92	0.54
深夜電力 A		
1契約につき	180.00	16.36

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(2) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) e (a)に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和6年1月1日から令和6年4月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.80	0.16

ロ 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	0.90	0.08

(3) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) e (b)に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和6年1月1日から令和6年5月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.80	0.16

ロ 令和6年6月1日から令和6年6月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	0.90	0.08

(4) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

イ 定額制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
深夜電力A		
1契約につき	17.270	1.570

□ 従量制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.173	0.016
高圧で供給を受ける場合	0.188	0.017

離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年12月4日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第15号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年5月19日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年3月1日届出。以下「高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低圧離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低圧離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低圧離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ、低圧離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低圧離島約款21（低圧高稼動契約）(5)、低圧離島約款22（低圧電力）(5)、低圧離島約款23（低圧季節別時間帯別電力）(4)、低圧離島約款24（臨時電力）

(3)ロ， 低圧離島約款25（農事用電力）（1）ハ， 低圧離島約款26（深夜電力）（2）ニ， 低圧離島約款27（融雪用電力）（1）へもしくは（2）ニ， 低圧離島約款附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）（4）， 低圧離島約款附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）（5）， 低圧離島約款附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（5）の電力量料金において， 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高圧離島約款の燃料費調整とは， 高圧離島約款別表3(1)にもとづき燃料費調整額， 市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において， 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

低圧離島約款において， 2（適用期間）に定める適用期間における， 低圧離島約款 15（定額電灯）（4）もしくは低圧離島約款 20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金， 低圧離島約款 16（従量電灯）（1）ニ， 低圧離島約款 19（臨時電灯）（1）ハ， 低圧離島約款 24（臨時電力）（3）イもしくは低圧離島約款 25（農事用電力）（2）ハによって算定された金額， 低圧離島約款 26（深夜電力）（1）ホにおける 1 契約についての金額， または低圧離島約款 16（従量電灯）（2）ニもしくは（3）ホ， 低圧離島約款 17（時間帯別電灯）（1）ホもしくは（2）ホ， 低圧離島約款 18（季節別高負荷率電灯）（4）， 低圧離島約款 19（臨時電灯）（2）ハもしくは（3）ロ， 低圧離島約款 20（公衆街路灯）（2）ニ， 低圧離島約款 21（低圧高稼動契約）（5）， 低圧離島約款 22（低圧電力）（5）， 低圧離島約款 23（低圧季節別時間帯別電力）（4）， 低圧離島約款 24（臨時電力）（3）ロ， 低圧離島約款 25（農事用電力）（1）ハ， 低圧離島約款 26（深夜電力）（2）ニ， 低圧離島約款 27（融雪用電力）（1）へもしくは（2）ニ， 低圧離島約款附則 4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）（4）， 低圧離島約款附則 5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）（5）， 低圧離島約款附則 6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（5）の電力量料金は， 低圧離島約款に定める燃料費調整によらず， 燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) a， bまたは cにより算定される場合は， 別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし， 燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) dにより算定される場合は， 別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 燃料費等調整

高圧離島約款において， 2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は， 高圧離島約款別表 3（燃料費等調整）（2）に定める燃料費調整によらず， 燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) a， bまたは cにより算定され

る場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(㊦)dにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については、低圧離島約款または高圧離島約款に定めるところによるものといたします。

附 則

附 則

1 本供給条件の実施期日

本供給条件は 2024 年 1 月 1 日から実施いたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以

下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

- (a) 低圧離島約款 15 (定額電灯), 低圧離島約款 16 (従量電灯), 低圧離島約款 19 (臨時電灯), 低圧離島約款 20 (公衆街路灯), 低圧離島約款 22 (低圧電力), 低圧離島約款 24 (臨時電力) または低圧離島約款 25 (農事用電力) の場合

- i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り, かつ, 125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

- iii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は, 125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

- (b) (a) 以外の場合

- i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (85,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a における検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a における検針日は、応当日といたします。

- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a における検針日は、計量日といたします。

- d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a における各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り,かつ, 基準燃料費調整単価が, e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り,かつ, 基準燃料費調整単価が, e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は, 各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	0円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭

iv 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭

v 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1契約につき	350円00銭	180円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(v) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ &\quad e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ &\quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	0円90銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘

	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ホ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	19銭7厘
	高圧で供給を受ける場合	21銭3厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロワット当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整額から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年2月分 ～5月分	2024年6月分
		(a)	(b)
1キロワット 時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	0円90銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2024年2月 分～5月分 (※2)	2024年6月 分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公共路灯A	電灯	10Wまで	1灯・ 1月	3.884	13円59銭	6円99銭
		10Wをこえ20Wまで		7.768	27円19銭	13円98銭
		20Wをこえ40Wまで		15.536	54円38銭	27円96銭
		40Wをこえ60Wまで		23.304	81円56銭	41円95銭
		60Wをこえ100Wまで		38.840	135円94銭	69円91銭
		100Wをこえ100Wまで ごとに		38.840	135円94銭	69円91銭
	小型機器	50VAまで	1機器・ 1月	11.601	40円60銭	20円88銭
		50VAをこえ100VAまで		23.202	81円21銭	41円76銭
		100VAをこえ100VAまで ごとに		23.202	81円21銭	41円76銭
臨時電灯A	総容量	50VAまで	1日	0.313	1円10銭	0円56銭
		50VAをこえ100VAまで		0.626	2円19銭	1円13銭
		100VAをこえ500VAまで 100VAまでごとに		0.626	2円19銭	1円13銭
		500VAをこえ1kVAまで		6.260	21円91銭	11円27銭
		1kVAをこえ3kVAまで 1kVAまでごとに		6.260	21円91銭	11円27銭
臨時電力		1kWにつき	1日	6.579	23円03銭	11円84銭
農事用電力 B(育苗温床 用電力)		1kWにつき	1日	11.842	41円45銭	21円32銭
深夜電力A		1契約	1月	100.000	350円00銭	180円00銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。

具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

1 2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間

(1) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135.94	12.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77
深夜電力A		
1契約につき	350.00	31.82
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(㍑)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

2 2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間

(1) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	69.91	6.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	41.76	3.80
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	1.13	0.10

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1.13	0.10
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	11.27	1.02
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	11.84	1.08
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	21.32	1.94
深夜電力 A		
1 契約につき	180.00	16.36
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(2) 本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(㍑)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.90	0.08

離島等供給特例承認申請書

令和5年12月4日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発5第13号

令和5年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和6年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年5月19日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和5年5月19日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年6月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和6年2月1日から令和6年6月30日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧用〕17（季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約

款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5），離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5），離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（3），離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（1）ホ，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（2）ホ，離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（1）ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（2）ニの電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 燃料費等調整

燃料費等調整とは，離島約款〔高圧用〕15（業務用季節別時間帯別電力）（5），離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕17（業務用電力）（5），離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕19（臨時電力）（3），離島約款〔高圧用〕20（農事用電力）（3），離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（1）ハ，離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕22（予備電力）（3）の電力量料金において，燃料費等調整額を加えることをいいます。

5 料 金

（1） 2（適用期間）に定める適用期間における，離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（1）ハ，離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕

17（季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（2）ハ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5），離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5），離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（3），離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（1）ホ，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（2）ホ，離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（1）ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（2）ニの電力量料金は，離島約款〔低圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表Ⅰ（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表Ⅰ（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

- （2） 2（適用期間）に定める適用期間における，離島約款〔高圧用〕15（業務用季節別時間帯別電力）（5），離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕17（業務用電力）（5），離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕19（臨時電力）（3），離島約款〔高圧用〕20（農事用電力）（3），離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（1）ハ，離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕22（予備電力）（3）の電力量料金は，離島約款〔高圧用〕に定める燃料費等調整によらず，別表Ⅱ（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものとしたします。

6 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕および離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別表 I (燃料費調整)

別表 I

別表 I (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合

平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定

に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年9月1日から 令和5年11月30日までの期間	令和6年2月の料金に係る計量期間等
令和5年10月1日から 令和5年12月31日までの期間	令和6年3月の料金に係る計量期間等
令和5年11月1日から 令和6年1月31日までの期間	令和6年4月の料金に係る計量期間等
令和5年12月1日から 令和6年2月29日までの期間	令和6年5月の料金に係る計量期間等
令和6年1月1日から 令和6年3月31日までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下
回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または離島約款 [低圧用] 附則 4 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円09銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円09銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円20銭1厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅰ（燃調費調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別表Ⅱ（燃料費等調整）

別表Ⅱ

別表Ⅱ（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900\text{円}) \times \frac{\text{別表II (燃料費等調整) 2の基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{加重平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times \text{別表II (燃料費等調整) 3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和5年9月21日から令和5年12月20日までの期間	令和6年2月の料金に係る計量期間等
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和5年10月21日から令和6年1月20日までの期間	令和6年3月の料金に係る計量期間等
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和5年11月21日から令和6年2月20日までの期間	令和6年4月の料金に係る計量期間等
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和5年12月21日から令和6年3月20日までの期間	令和6年5月の料金に係る計量期間等
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年1月21日から令和6年4月20日までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和5年9月21日から令和5年12月20日までの期間	令和6年2月1日から令和6年2月29日までの期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和5年10月21日から令和6年1月20日までの期間	令和6年3月1日から令和6年3月31日までの期間
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和5年11月21日から令和6年2月20日までの期間	令和6年4月1日から令和6年4月30日までの期間
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和5年12月21日から令和6年3月20日までの期間	令和6年5月1日から令和6年5月31日までの期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年1月21日から令和6年4月20日までの期間	令和6年6月1日から令和6年6月30日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅱ（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表Ⅱ（燃料費等調整）1(2)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均ス

ポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価および 燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和6年2月分 ～令和6年5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和6年2月分 ～令和6年5月 分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆 街路灯A	電 灯	10Wまで	1灯	3.884kWh	13円59銭	6円99銭
		20Wまで	1灯	7.768kWh	27円19銭	13円98銭
		40Wまで	1灯	15.536kWh	54円38銭	27円96銭
		60Wまで	1灯	23.304kWh	81円56銭	41円95銭
		100Wまで	1灯	38.840kWh	135円94銭	69円91銭
		100W超過 100W までごとに	1灯	38.840kWh	135円94銭	69円91銭
	小 型 機 器	50VAまでの機器	1機器	11.601kWh	40円60銭	20円88銭
		100VAまでの機器	1機器	23.202kWh	81円21銭	41円76銭
		100VA超過 100VA までごとに	1機器	23.202kWh	81円21銭	41円76銭

臨時電灯A	50VA まで1日につき	1 契約	0.313kWh	1 円 10 銭	56 銭
	100VA まで1日につき	1 契約	0.626kWh	2 円 19 銭	1 円 13 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA まで ごとに1日につき	1 契約	0.626kWh	2 円 19 銭	1 円 13 銭
	500VA 超過 1 kVA まで1日につき	1 契約	6.260kWh	21 円 91 銭	11 円 27 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで1 kVA まで ごとに1日につき	1 契約	6.260kWh	21 円 91 銭	11 円 27 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	23 円 03 銭	11 円 84 銭
	0.5kW の場合1日 につき (※3)	1 契約	—	11 円 52 銭	5 円 92 銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2 特別措置の燃料費等調整単価

		令和6年2月分 ～令和6年5月分	令和6年6月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	1 円 80 銭	90 銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った離島等供給特例承認申請書（令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年6月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表Ⅰ（燃料費調整）2に定める基準単価、別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	135.94	12.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100 ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500 ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表 I (燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める令和6年6月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	6.99	0.64
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	13.98	1.27
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	27.96	2.54
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	41.95	3.81
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	69.91	6.36
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	69.91	6.36
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	20.88	1.90
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペ アまでの 1 機器につき	41.76	3.80
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	41.76	3.80
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボル トアンペアまでの場合 100 ボルトアンペア までごとに	1.13	0.10
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ ロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに	11.27	1.02

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表I (燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	4.237	0.385
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.057	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
(ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.201	0.109
ロ 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	0.183	0.017

- (4) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	1.80	0.16

- (5) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める令和6年6月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0.90	0.08

- (6) 別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0.150	0.014

- (7) 別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0.337	0.031

離島等供給特例承認申請書

託サ第16号

2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年6月9日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕附則5(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕附則6(低圧電力のお客さまについての特別措置)、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕附則7(臨時電力のお客さまについての特別措置)、離島約款〔低圧〕附則8(農事

用電力A[かんがい排水需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 附則 9 (農事用電力B [育苗・栽培需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (1)へ, 離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (2)へ, 離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金において, 燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは, 離島約款 [高圧] 15(業務用電力) (5), 離島約款 [高圧] 16(業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧] 17(高圧電力) (1)ホ, 離島約款 [高圧] 17(高圧電力) (2)ニ, 離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力) (1)ホ, 離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力) (2)ニ, 離島約款 [高圧] 19(臨時電力) (3), 離島約款 [高圧] 20(自家発補給電力A) (3), 離島約款 [高圧] 21(自家発補給電力B) (3)もしくは離島約款 [高圧] 22(予備電力) (3) 電力量料金において, 燃料費等調整額を加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款 [低圧] にもとづき電気の供給を受ける場合

2 (適用期間)に定める適用期間における, 離島約款 [低圧] 15(定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧] 20(公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款 [低圧] 16(従量電灯) (1)ニ, 離島約款 [低圧] 19(臨時電灯) (1)ハ, 離島約款 [低圧] 24(臨時電力) (3)イもしくは離島約款 [低圧] 25(農事用電力) (2)ニ(イ)の料金または離島約款 [低圧] 16(従量電灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 16(従量電灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧] 17(時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧] 附則 5 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 18(高負荷率電灯) (5), 離島約款 [低圧] 19(臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧] 19(臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧] 20(公衆街路灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 附則 6 (低圧電力のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 22(低圧電力Ⅱ) (3), 離島約款 [低圧] 23(低圧季節別時間帯別電力) (4), 離島約款 [低圧] 附則 7 (臨時電力のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 附則 8 (農事用電力A [かんがい排水需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 附則 9 (農事用電力B [育苗・栽培需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (1)へ, 離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (2)へ, 離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款 [低圧] 26(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金は, 離島約款 [低圧] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (4)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 1 (燃料費調整額の算定) (4)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 1 (燃料費調整額の算定) (5)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

(2) 離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合

2 (適用期間)に定める適用期間における, 離島約款 [高圧] 15(業務用電力) (5), 離島約款 [高圧] 16(業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧] 17(高圧電力) (1)ホ, 離島約款

[高圧] 17(高圧電力)(2)ニ、離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款 [高圧] 19(臨時電力)(3)、離島約款 [高圧] 20(自家発補給電力A)(3)、離島約款 [高圧] 21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款 [高圧] 22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款 [高圧] に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費等調整）

1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

(3) 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合
平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- b a以外の場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (p) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの

期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭

小型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 0 円 6 0 銭	2 0 円 8 8 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭
	100 ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日 から 2024 年 5 月の検 針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日 から 2024 年 6 月の検 針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアま での場合	1 円 1 0 銭	5 6 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこ え 100 ボルトアンペアま での場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 3 銭
総容量が 100 ボルトアンペアを こえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペアま でごとに	2 円 1 9 銭	1 円 1 3 銭
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	2 1 円 9 1 銭	1 1 円 2 7 銭
総容量が 1 キロボルトアンペ アをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトアン ペアまでごとに	2 1 円 9 1 銭	1 1 円 2 7 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日 から 2024 年 5 月の検 針日の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日 から 2024 年 6 月の検 針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 1 円 5 2 銭	5 円 9 2 銭
契約電力 1 キロワット 1 日に つき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 8 4 銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20円73銭	10円66銭
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	6 4 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 2 8 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 5 6 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 8 4 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 4 0 銭 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 4 0 銭 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 9 1 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	3 円 8 2 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	3 円 8 2 銭 8 厘
100 ボルトアンペアまでごとに		

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 3 銭 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 8 銭 6 厘
---------------------	---------------

(ニ) 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円95銭4厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭7厘
------------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭9厘
------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合
市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年2月1日から 2024年5月31日までの期間	2024年6月1日から 2024年6月30日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月21日から2024 年2月20日までの期間	2024年2月1日から2024年 2月29日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月21日から2024 年3月20日までの期間	2024年3月1日から2024年 3月31日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月21日から2024 年4月20日までの期間	2024年4月1日から2024年 4月30日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月21日から2024 年5月20日までの期間	2024年5月1日から2024年 5月31日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月21日から2024 年6月20日までの期間	2024年6月1日から2024年 6月30日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別 添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
		(a)	(b)
1キロワット時につき	離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭
	離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	1円80銭	90銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間 (※2)	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭	6円99銭
		10Wをこえ20Wまで	〃	7.768	27円19銭	13円98銭
		20Wをこえ40Wまで	〃	15.536	54円38銭	27円96銭
		40Wをこえ60Wまで	〃	23.304	81円56銭	41円95銭
		60Wをこえ100Wまで	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
		100Wをこえる100Wまでごとに	〃	38.840	135円94銭	69円91銭
公衆街路灯A	小型機器	50VAまで	1機器	11.601	40円60銭	20円88銭
		50VAをこえ100VAまで	〃	23.202	81円21銭	41円76銭
		100VAをこえる100VAまでごとに	〃	23.202	81円21銭	41円76銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間 (※2)	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A		総容量が50 VAまでの場合1日につき	1契約	0.313	1円10銭	56銭
		総容量が50 VAをこえ100 VAまでの場合1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭
		総容量が100 VAをこえ500 VAまでの場合100 VAまでごとに1日につき	〃	0.626	2円19銭	1円13銭
		総容量が500 VAをこえ1kVAまでの場合1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭
		総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	21円91銭	11円27銭
臨時電力		契約電力0.5kWの場合1日につき	1契約	—	11円52銭 (※3)	5円92銭 (※3)
		契約電力1kW1日につき	1kW	6.579	23円03銭	11円84銭
農事用電力B		契約電力0.5kWの場合1日につき	1契約	—	20円73銭 (※3)	10円66銭 (※3)
		契約電力1kW1日につき	1kW	11.842	41円45銭	21円32銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前日 までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合				
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27.19	2.47	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54.38	4.94	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	81.56	7.41	41.95	3.81

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前日 までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
60 ワットをこえ 100 ワット までの1灯につき	135.94	12.36	69.91	6.36
100 ワットをこえる1灯につ き 100 ワットまでごとに	135.94	12.36	69.91	6.36
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	40.60	3.69	20.88	1.90
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81.21	7.38	41.76	3.80
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	81.21	7.38	41.76	3.80
(b) 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10	0.56	0.05
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	2.19	0.20	1.13	0.10
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	2.19	0.20	1.13	0.10
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99	11.27	1.02

区分および単位	2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間		2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99	11.27	1.02
(c) 臨時電力				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05	5.92	0.54
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09	11.84	1.08
(d) 農事用電力B				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20.73	1.88	10.66	0.97
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77	21.32	1.94
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32	1.80	0.16

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2024年2月1日から2024年2月29日までの期間		2024年6月1日から2024年6月30日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	1.80	0.16	0.90	0.08

(3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価		消費税等相当額	
	円	銭厘	円	銭厘
イ 定額制供給の場合				
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A				
電灯				
10ワットまでの1灯につき	0.641		0.058	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282		0.117	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563		0.233	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846		0.350	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409		0.583	
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409		0.583	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914		0.174	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828		0.348	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828		0.348	
(ロ) 臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052		0.005	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103		0.009	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103		0.009	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033		0.094	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033		0.094	
(ハ) 臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	1.086		0.099	
(ニ) 農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	1.954		0.178	
ロ 従量制供給の場合				
1キロワット時につき	0.165		0.015	

(4) 別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.177	円 銭厘 0.016

(5) 別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014

離島等供給特例承認申請書

2023 年 12 月 4 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企託サ第38号
2023年12月4日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年5月19日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(2)ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕27 深夜電力(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）(5)、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕22（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約

款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）へもしくは（2）へもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（1）へもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）（5）、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕22（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）へもしくは（2）へもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）aからcまたは別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ロ）aからcにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）

(2)ロ(イ) d または別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ロ) d により算定される場合は、別表 1 (燃料費調整額の算定) (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第 2 深夜電力および融雪用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から 2023年11月30日までの期間	2024年1月の検針日から 2024年2月の検針日の前日までの期間
2023年10月1日から 2023年12月31日までの期間	2024年2月の検針日から 2024年3月の検針日の前日までの期間
2023年11月1日から 2024年1月31日までの期間	2024年3月の検針日から 2024年4月の検針日の前日までの期間
2023年12月1日から 2024年2月29日までの期間	2024年4月の検針日から 2024年5月の検針日の前日までの期間
2024年1月1日から 2024年3月31日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から 2024年5月の検針日の前 日までの期間	2024年5月の検針日から 2024年6月の検針日の前 日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき 50ワットまでごとに	67円97銭	34円96銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアまでごとに		

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1ボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭	2円96銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円92銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円84銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円53銭	17円76銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円68銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	57円56銭	29円60銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	41円45銭	21円32銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	20円73銭	10円66銭

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1契約につき	350円00銭	180円00銭

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	52円50銭	27円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

ii i 以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき		3円50銭	1円80銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円の場合

燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－eに定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間	2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭	90銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日	34銭	69銭	1円39銭	2円09銭	2円79銭	3円49銭
につき	9厘	9厘	7厘	4厘	3厘	1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	21円23銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

- ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 2 厘
------------	----------

- ハ 高圧で供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	20 銭 5 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		2024年 2月分～5月分 (a)	2024年 6月分 (b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	90銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2024年 2月分～ 5月分 (※2)	2024年 6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	13円59銭	6円99銭
		10W 超過 20W まで	1 灯	7.768	27円19銭	13円98銭
		20W 超過 40W まで	1 灯	15.536	54円38銭	27円96銭
		40W 超過 60W まで	1 灯	23.304	81円56銭	41円95銭
		60W 超過 100W まで	1 灯	38.840	135円94銭	69円91銭
		100W 超過 50W までごとに	1 灯	19.420	67円97銭	34円96銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	40円60銭	20円88銭
		50VA 超過 100VA まで	1 機器	23.202	81円21銭	41円76銭
		100VA 超過 50VA までごとに	1 機器	11.601	40円60銭	20円88銭
臨時電灯A	50VA まで1日につき	1 契約	0.313	1円10銭	56銭	
	50VA 超過 100VA まで 1日につき	1 契約	0.626	2円19銭	1円13銭	
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	1 契約	0.626	2円19銭	1円13銭	
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	1 契約	6.260	21円91銭	11円27銭	
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき	1 契約	6.260	21円91銭	11円27銭	

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	2024年 2月分～ 5月分 (※2)	2024年 6月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力	1kW 1日につき	1契約	6.579	23円03銭	11円84銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	11円52銭 (※3)	5円92銭 (※3)
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.6445	5円76銭	2円96銭
	1kW 1日につき	1契約	3.289	11円51銭	5円92銭
	2kW 1日につき	1契約	6.578	23円02銭	11円84銭
	3kW 1日につき	1契約	9.867	34円53銭	17円76銭
	4kW 1日につき	1契約	13.156	46円05銭	23円68銭
	5kW 1日につき	1契約	16.445	57円56銭	29円60銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1kW 1日につき	1契約	11.842	41円45銭	21円32銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	20円73銭 (※3)	10円66銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	350円00銭	180円00銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の15kWhまで	1契約	15.000	52円50銭	27円00銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

2023年12月4日
中国電力ネットワーク株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち2024年1月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき	67.97	6.18
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ	81.21	7.38
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1. 10	0. 10
総容量が50ボルトアンペアをこえ	2. 19	0. 20
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	2. 19	0. 20
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	21. 91	1. 99
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	21. 91	1. 99
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23. 03	2. 09
契約電力 0. 5 キロワットの場合	11. 52	1. 05
1 日につき		
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	5. 76	0. 52
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11. 51	1. 05
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23. 02	2. 09
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34. 53	3. 14
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	46. 05	4. 19
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	57. 56	5. 23
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41. 45	3. 77
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	20. 73	1. 88
深夜電力 A		
1 契約につき	350. 00	31. 82

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
従量制供給の場合 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき 上記以外 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合 1 キロワット時につき	円 52.50 3.50 3.50 1.80	円 4.77 0.32 0.32 0.16

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合	1.13	0.10
100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ	11.27	1.02
1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	11.27	1.02
3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	11.84	1.08
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5.92	0.54
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	2.96	0.27
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	5.92	0.54
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	11.84	1.08
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	17.76	1.61
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	23.68	2.15
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	29.60	2.69
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	21.32	1.94
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	10.66	0.97
深夜電力 A		
1 契約につき	180.00	16.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	27.00	2.45
上記をこえる 1 キロワット時につき	1.80	0.16
上記以外		
1 キロワット時につき	1.80	0.16
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.90	0.08

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき	4.123	0.375
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ	4.926	0.448
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	2.463	0.224

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
1キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに		
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127
ニ 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
ホ 農事用電力C (育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
ヘ 深夜電力A		
1 契約につき	21.230	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(2) 従量制供給の場合		
イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯 A、 臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.212	0.019
ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外		
1キロワット時につき	0.212	0.019
ハ 高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき	0.205	0.019

離島等供給特例承認申請書

契託制第10号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2024年1月1日から2024年6月末日

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金，16（従量電灯）(1)ニ，19（臨時電灯）(1)ハ，23（臨時電力）(3)イ，24（農事用電力）(2)ロ(イ)，附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金，16（従量電灯）(2)ニ，16（従量電灯）(3)ホ，17（季時別電灯）(5)，18（高負荷率型電灯）(5)，19（臨時電灯）(2)ハ，19（臨時電灯）(3)ロ，20（公衆街路灯）(2)ニ，21（低圧電力）(5)，22（低圧季時別電力）(4)，23（臨時電力）(3)ロ，24（農事用電力）(1)ハ，24（農事用電力）(2)ロ(ロ)，25（深夜電力〔防霜用〕）(4)，附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)，附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)，附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ，附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ⅰ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ⅰ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ⅰ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力の

お客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (1)ニ, 19 (臨時電灯) (1)ハ, 23 (臨時電力) (3)イ, 24 (農事用電力) (2)ロ(イ), 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ, 16 (従量電灯) (3)ホ, 17 (季時別電灯) (5), 18 (高負荷率型電灯) (5), 19 (臨時電灯) (2)ハ, 19 (臨時電灯) (3)ロ, 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 21 (低圧電力) (5), 22 (低圧季時別電力) (4), 23 (臨時電力) (3)ロ, 24 (農事用電力) (1)ハ, 24 (農事用電力) (2)ロ(ロ), 25 (深夜電力 [防霜用]) (4), 附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2（適用期間）に定める適用期間の離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハもしくは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は、離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものとしたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 低圧で供給を受ける場合で、a 以外のときおよび高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準

燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b，cおよびdの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年9月1日から 令和5年11月30日までの期間	令和6年1月の検針日から 令和6年2月の検針日の前日 までの期間
令和5年10月1日から 令和5年12月31日までの期間	令和6年2月の検針日から 令和6年3月の検針日の前日 までの期間
令和5年11月1日から 令和6年1月31日までの期間	令和6年3月の検針日から 令和6年4月の検針日の前日 までの期間
令和5年12月1日から 令和6年2月29日までの期間	令和6年4月の検針日から 令和6年5月の検針日の前日 までの期間
令和6年1月1日から 令和6年3月31日までの期間	令和6年5月の検針日から 令和6年6月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で，定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，aに準ずるものといたします。この場合，aにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，離島約款〔低圧用〕における臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には，aにいう検針日は，応当日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で，記録型計量器により計量し，かつ，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，dの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整

単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aに
いう検針日は、計量日としたします。

d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高
圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さ
まに係る自家発補給電力、自家発補給電力Iおよび予備電力を含
みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均
燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a
に準ずるものとしたします。この場合、aにいう各月の検針日は、
その月の翌月の初日としたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料
費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下
回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 5.76	円 銭 11.51	円 銭 23.03	円 銭 34.54	円 銭 46.05	円 銭 57.56

v 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	350円00銭
---------	---------

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

b 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	20円88銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	11円27銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 1 円 8 4 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5 円 9 2 銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 2.96	円 銭 5.92	円 銭 11.84	円 銭 17.76	円 銭 23.68	円 銭 29.60

v 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 8 0 円 0 0 銭
---------	---------------

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 円 8 0 銭
	高圧で供給を受ける場合	9 0 銭

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(i) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	13円64銭0厘
---------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭0厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策にもとづく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款にもとづき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、令和6年6月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.50	1.80
	高圧で供給を受ける場合	1.80	0.90

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh ^{※1}	令和6年2月分～5月分 ^{※2}	令和6年6月分 ^{※2}
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	13.59	6.99
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	27.19	13.98
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	54.38	27.96
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	81.56	41.95
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	135.94	69.91
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	135.94	69.91
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	40.60	20.88
	小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	81.21	41.76
	小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	40.60	20.88
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	1.10	0.56
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	2.19	1.13
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	2.19	1.13
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	21.91	11.27
	電灯	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1日	6.260	21.91	11.27
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	23.03	11.84
	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき ^{※3}	1日	—	11.52	5.92
農事用電力B（脱穀調整需要）	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	5.76	2.96
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	11.51	5.92
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	23.03	11.84
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	34.54	17.76
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	46.05	23.68
	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	57.56	29.60
深夜電力A	動力	1契約につき	1契約	100.000	350.00	180.00

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
 具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
 ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
 ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間		
(a) 定額制供給の場合		
i 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
ii 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
iii 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワット1日につき	11.52	1.05
iv 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	5.76	0.52
契約電力1キロワット	11.51	1.05
契約電力2キロワット	23.03	2.09
契約電力3キロワット	34.54	3.14
契約電力4キロワット	46.05	4.19
契約電力5キロワット	57.56	5.23
v 深夜電力A		
1契約につき	350.00	31.82
(b) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給する場合	3.50	0.32
高圧で供給する場合	1.80	0.16
b 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間		
(a) 定額制供給の場合		
i 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	6.99	0.64
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	13.98	1.27
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	27.96	2.54
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	41.95	3.81
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	69.91	6.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	20.88	1.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	41.76	3.80
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	20.88	1.90
ii 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.56	0.05
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの場合	1.13	0.10
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでご とに	1.13	0.10
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボル トアンペアまでの場合	11.27	1.02
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの場合1キロボルトアン ペアまでごとに	11.27	1.02
iii 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08
契約電力0.5キロワット1日につき	5.92	0.54
iv 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	2.96	0.27
契約電力1キロワット	5.92	0.54
契約電力2キロワット	11.84	1.08
契約電力3キロワット	17.76	1.61
契約電力4キロワット	23.68	2.15
契約電力5キロワット	29.60	2.69
v 深夜電力A		
1契約につき	180.00	16.36
(b) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給する場合	1.80	0.16
高圧で供給する場合	0.90	0.08

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
低圧で供給する場合		
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボ ルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボ ルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペア までごとに	0.854	0.078
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.224	0.020
契約電力1キロワット	0.449	0.041
契約電力2キロワット	0.898	0.082
契約電力3キロワット	1.346	0.122
契約電力4キロワット	1.795	0.163
契約電力5キロワット	2.243	0.204
(ホ) 深夜電力A		
1契約につき	13.640	1.240
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.136	0.012
高圧で供給する場合		
1キロワット時につき	0.130	0.012

離島等供給特例承認申請書

令和5年12月4日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖電送送企発第 13 号

令和 5 年 12 月 4 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款（沖電送送統発第3号令和5年5月19日届出。以下「離島約款」といいます。ただし、当該離島約款が届出により変更された場合は、変更後の離島約款をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（臨時電力）(3)ロ、離島約款 29（農事用電力）(3)、離島約款 30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款 31（予備電力）(3)、離島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離

島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（臨時電力）(3)ロ、離島約款 29（農事用電力）(3)、離島約款 30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款 31（予備電力）(3)、離島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金は、離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300

円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b a 以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和6年1月の検針日から令和6年2月の検針日の前日までの期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和6年2月の検針日から令和6年3月の検針日の前日までの期間
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和6年3月の検針日から令和6年4月の検針日の前日までの期間
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和6年4月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	19円42銭	9円71銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	38円84銭	19円42銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	77円68銭	38円84銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	116円52銭	58円26銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	194円20銭	97円10銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	194円20銭	97円10銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭	29円00銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	116円01銭	58円01銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	116円01銭	58円01銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円57銭	78銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	3円13銭	1円57銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	3円13銭	1円57銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	31円30銭	15円65銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	31円30銭	15円65銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	32円90銭	16円45銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	16円45銭	8円23銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	50円00銭	25円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	5円00銭	2円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間	令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5円00銭	2円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円00銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定され

た燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	1 円 05 銭 9 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	2 円 11 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	4 円 23 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	6 円 35 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	10 円 59 銭 5 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	10 円 59 銭 5 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 16 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6 円 32 銭 9 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	6 円 32 銭 9 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	17 銭 1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまで の場合 100 ボルトアンペアまでごとに	17 銭 1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1 円 70 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 70 銭 7 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 79 銭 5 厘
---------------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2 円 72 銭 8 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 銭 3 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	26 銭 3 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均石炭価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 32 条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

また、電気料金の値上げによる影響を軽減することにより県民および県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えにつなげることを目的として、沖縄電気料金高騰緊急対策事業が実施されており、令和6年1月分までの措置とされていた電気料金に対する支援が延長されることとなっております。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続及び沖縄電気料金高騰緊急対策事業の延長が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき5.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.0円（消費税等相当額を含む）を、令和6年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	50 円 00 銭	25 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット時につき	5 円 00 銭	2 円 50 銭
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5 円 00 銭	2 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 00 銭	1 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまで	1 灯	3.884	19 円 42 銭	9 円 71 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	38 円 84 銭	19 円 42 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	77 円 68 銭	38 円 84 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	116 円 52 銭	58 円 26 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	194 円 20 銭	97 円 10 銭
		100 ワットをこえ100 ワットまでごとに		38.840	194 円 20 銭	97 円 10 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペ アまで	1 機器	11.601	58 円 01 銭	29 円 00 銭
		50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボル トアンペアまで		23.202	116 円 01 銭	58 円 01 銭
		100 ボルトをこえ 100 ボルトアンペ アまでごとに		23.202	116 円 01 銭	58 円 01 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和6年2月分～ 5月分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 57 銭	78 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	3 円 13 銭	1 円 57 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	3 円 13 銭	1 円 57 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	31 円 30 銭	15 円 65 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	31 円 30 銭	15 円 65 銭
臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 16 円 45 銭	(※3) 8 円 23 銭
	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579	32 円 90 銭	16 円 45 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

令和5年12月4日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和6年1月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第32条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める令和6年1月の検針日から令和6年5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	19.42	1.77
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	38.84	3.53
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	116.52	10.59
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	194.20	17.65
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	194.20	17.65
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	58.01	5.27
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	116.01	10.55
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き 100ボルトアンペアまでごとに	116.01	10.55
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.57	0.14
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	3.13	0.28
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボル トアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	3.13	0.28
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	31.30	2.85
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	31.30	2.85
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	32.90	2.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	50.00	4.55
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	5.00	0.45
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	5.00	0.45
高圧で供給を受ける場合	3.00	0.27

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.71	0.88
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19.42	1.77
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38.84	3.53
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58.26	5.30
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	97.10	8.83
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	97.10	8.83
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	29.00	2.64
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	58.01	5.27
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き 100ボルトアンペアまでごとに	58.01	5.27
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.78	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	1.57	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.57	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	15.65	1.42
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	15.65	1.42
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	16.45	1.50

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
ロ 従量制供給の場合	円	円
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	25.00	2.27
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	2.50	0.23
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.50	0.23
高圧で供給を受ける場合	1.50	0.14

(3) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き	6.329	0.575
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

以 上

経 済 産 業 省

20231204資第2号
令和5年12月5日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の6第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

20231204資第2号

特別供給条件認可申請書

2023年12月4日

東邦瓦斯株式会社

様式第15（第20条関係）

特別供給条件認可申請書

東ガ営計第2023-47号

令和5年 12月 4日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号

氏名（名称及び代表者の氏名）

東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 増田 信之

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和6年2月1日から5月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23.単位数料金の調整の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり15.00円(税込)を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和6年6月1日から6月30日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23.単位数料金の調整の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり7.50円(税込)を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
3. その他の事項については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとする。

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、指定旧供給区域等小売供給約款に基づき算定される令和6年2月から5月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき15.00円（税込）を、令和6年6月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき7.50円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて準用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の以下の項目に記載の内容を受けて表1の通り。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表1】

	令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
1立方メートルにつき	15円 00銭	7円 50銭

経 済 産 業 省

20231129財資第3号
令和5年11月29日

東邦瓦斯株式会社
代表取締役社長執行役員 増田 信之 殿

経済産業大臣 西村 康稔

令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書

2023年11月24日付け東ガ営計第2023-46号をもって申請のありました令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、2023年11月24日付け東ガ営計第2023-46号で申請のありました令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。なお、値引き期間及び単価については、交付要綱の別表で定めるとおりとします。
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金2,913,800,000円
補助対象経費	金2,913,800,000円
補助金の額	金2,913,800,000円

(配分額)

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
事業費	2,913,800,000円	2,913,800,000円	2,913,800,000円
うち電気事業	637,384,192円	637,384,192円	637,384,192円
うち都市ガス事業	2,276,415,808円	2,276,415,808円	2,276,415,808円
事務費	0円	0円	0円
うち電気事業	0円	0円	0円
うち都市ガス事業	0円	0円	0円

事業費、事務費について、それぞれ区分内での流用は可能とするが、事務費のうち、電気事業、都市ガス事業の補助金の額の上限は、各300万円までとします。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補

助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 東邦瓦斯株式会社は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱（20231116財資第4号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。
 - (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 交付要綱第8条第5項の規定に基づき、値引き期間又は単価の変更に関する通知が行われたときは、当該交付決定の値引き期間又は単価を変更するものとします。
8. 訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があった日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分があった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

責任者：資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 曳野 潔

担当者：瀬野、村上、坂本

電話：03-3501-1511(内線4737)

03-3501-1528（直通）

経 済 産 業 省

20231201資第14号
令和5年12月5日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第51条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2023年12月4日

東京ガスネットワーク株式会社

様式第 5 4 (第 7 6 条関係)

最終保障供給特例承認申請書

504-2023 : 147
2023 年 12 月 4 日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 沢田 聡

ガス事業法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和6年2月1日から5月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は28の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり15.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和6年6月1日から6月30日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は28の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり7.50円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和6年2月から5月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき15.00円（税込）を、令和6年6月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき7.50円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の以下の項目に記載の内容を受けて表1の通り。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表1】

	令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
1立方メートルにつき	15円 00銭	7円 50銭

最終保障供給特例承認申請書

2023年12月1日

大阪ガスネットワーク株式会社

様式第54（第76条関係）

最終保障供給特例承認申請書

NW-23-1011
2023年 12月 1日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

大阪府中央区平野町四丁目1番2号
大阪ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 村田 稔

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和6年2月1日から5月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり15.06円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和6年6月1日から6月30日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり7.58円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

※料金システム上、当社はLNG 価格やLPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため、記載の金額から1立方メートル当たり0.01円値引き単価が小さくなる場合があります。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和6年2月から5月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき15.06円（税込）を、令和6年6月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき7.58円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の以下の項目に記載の内容を受けて表1の通り。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表1】

	令和6年2月分～5月分	令和6年6月分
1立方メートルにつき	15円 06銭	7円 58銭

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について

〔 令和 5 年 11 月 2 日
閣 議 決 定 〕

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

デフレ完全脱却のための
総合経済対策
～日本経済の新たなステージにむけて～

令和5年11月2日

第1章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

1. 経済の現状認識

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。2023年4-6月期のGDPは、名目・実質とも3四半期連続のプラス成長となり、過去最高水準となった。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きがみられ、税収も増加している。他方、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げている。今こそ、成長の成果を国民に適切に「還元」するべき時である。

今回の物価高は、基本的に、国際的な原材料価格の上昇や円安があいまった輸入物価の上昇を起点とするものであるが、その一方で、企業間の取引における価格転嫁を進め、また、賃上げのきっかけにもなるなど、価格・賃金設定行動に変化をもたらしている。経済状況が改善する中、長年のデフレ・低インフレの下で定着した物価や賃金は上がらないという国民や事業者の意識は変化してきている。

「新しい資本主義」の旗印の下、岸田内閣は我が国が直面する社会課題に正面から取り組むとともに、その取組自体を成長のエンジンに変える成長戦略を進めてきた。現在は、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりの変革を果たすまたとないチャンスを迎えている。足元では、設備投資に続き、物価や賃金が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。このチャンスを活かし、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと脱炭素やデジタルなど攻めの投資の拡大によって消費と投資の力強い循環につなげていく。このため、3年程度の「変革期間」を視野に入れ、人口減少・少子高齢化を始めとする社会課題への対応の取組をエンジンとしながら、熱量溢れる新たなステージへと移行させるための取組を集中的に講じていく。本経済対策はそのためのスタートダッシュを図るものとしなければならない。

2023年4-6月期のGDPは外需が牽引してプラス成長となった一方で、国民の消費や投資動向は力強さに欠ける状況にあり、まずは、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す。これにより、国民の所得を下支えし、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせない。併せて、適切な価格転嫁を進め、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る。

生産性向上を含む供給力強化に向けた取組によって、収益を継続的に生み出し、成長と分配が持続的に回っていく、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す。また、資源や食料価格の上昇による輸入インフレへの耐性を強化し、海外への所得流出を防ぎ、その所得が国内で循環する構造へと転換していく。

負のGDPギャップが解消されつつある中、供給力を強化し、日本経済を一段高い成長軌道に乗せていくことは、喫緊の課題となっている。生産性向上を含め供給力を強化するに当たっては、社会課題への対応を成長のエンジンへと転換し、経済社会の持続可能性を高める官民連携投資を拡大するという視点が重要である。

今後とも、人口減少が継続し、人手不足、地域社会の維持など、様々な社会課題の深刻化が懸念される中にあるには、デジタル技術を活用して、官と民、経済社会全体の効率性・生産性を高め、持続可能な経済社会を構築していくことが求められている。同時に、自然災害の激甚化・頻発化等に対して、国民の安全・安心を確保することは、経済社会を持続可能なものとするための大前提となる。

2. 経済対策の基本的考え方

(位置付け／政策手段)

以上の現状認識の下、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」として、日本経済が熱量溢れる新たなステージへ移行するためのスタートダッシュを図るための総合的な経済対策を策定・実行し、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を更に加速する。

このため、以下の5本の柱で構成する本経済対策では、予算、税制、制度・規制改革など、あらゆる政策手段を総動員する。

(とりまとめの視点)

5本の柱に沿ったとりまとめに当たっては、明るい将来に向けた国民へのメッセージ性や施策間の相乗効果を高める観点から、以下の諸点を重視した。

- ① 経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長

が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。【フロンティアの開拓】

- ② 人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。【実証から実装のフェーズへの移行】
- ③ 各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。【府省庁・制度間連携の徹底】

(第1の柱：物価高から国民生活を守る)

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税を行う。過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたことも踏まえ、この税収増を納税者である国民に分かりやすく「税」の形で直接還元することとし、令和6年度税制改正として本年末に成案を得て、3兆円台半ばの規模で所得税・個人住民税の定額減税を実施する。

物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。

令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税とこの住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応することとし、令和6年度税制改正と併せて本年末に成案を得る。

高水準が続く燃料油価格、電気・ガス料金の激変緩和措置¹を講ずるとともに、物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する。こども食堂やフードバンクへの支援を更に強化する。

1 燃料油は、ガソリン全国平均価格185円超の部分は全額補助とし、185円以下の部分は補助率3/5とすることで、全国平均価格を175円程度の水準とする。また、電気は使用量に対して低圧3.5円/kWh、高圧1.8円/kWhを乗じた額、ガスは使用量に対して15円/m³を乗じた額を助成する。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

ロシアによるウクライナ侵略等を背景とした国際的な原材料価格の上昇等による物価高に対し、G7を始めとする各国政府は、国民生活と経済を守るための取組を進めてきた。我が国も、2022年1月以降、燃料油、電気・ガス等のエネルギー価格の激変緩和措置や、輸入小麦や肥料・飼料価格の高騰の抑制、低所得世帯への給付金など、様々な対策を講じ、国民生活・事業活動を守り抜いてきた。

こうした中、各国政府は状況を見極めつつ、ポストコロナの経済体制に移行し、日本経済は、コロナ禍を経て回復基調を維持している。他方、物価高は、引き続き、国民生活・事業活動に大きな影響を与えている。物価高が消費を減少させ、30年ぶりに迎えた、コストカット経済から新たなステージへと移行する動きを後戻りさせることは、回避しなければならない。

このため、引き続き、国民生活・事業活動を守り抜くための当面の物価高対策に万全を期すとともに、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を大胆に進める。

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、減税の実効性を高めるため、所得税・住民税の制度の連携により、令和6年分の所得税額を所得税減税額が上回る場合においては、令和7年度分の個人住民税において残りの額を控除できる仕組みを設ける。

源泉徴収義務者の事務負担にも配慮し、令和6年6月から減税をスタートできるよう、令和6年度税制改正において検討し、結論を得る。

なお、この減税によって生ずる令和6年度及び令和7年度の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

- ① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、
- ② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

燃料油価格の激変緩和措置については、エネルギー価格の上昇を踏まえ、2023年9月に緊急措置として同年内まで措置を講じているところ、今般の対策において、困難な状況に直面する家計や価格転嫁が困難な中小企業等の負担が過重なものとならないよう、緊迫化する国際情勢及び原油価格の動向など、経済やエネルギーをめぐる情勢等を見極め、柔軟かつ機動的に運用しつつ、措置を2024年4月末まで講ずる¹¹。

経済対策を実行するまでの間、継続している電気・ガス料金の激変緩和措置についても、2024年春まで継続する。具体的には、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。

11 賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に（原則月10分の3ずつ）縮小する。

L Pガスについては、小売価格の低減を図るため、事業者の経費負担の軽減に資する遠隔検針が可能なスマートメーター、バルクローリー、配送トラック、充填所自動化設備、ガスタンク等の導入を支援する。

これらの対策については、国民・事業者等に対して周知徹底を図る。

漁業者や施設園芸事業者・茶事業者が使用する燃料油等については、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に、漁業者・事業者と国による拠出金から補填金を交付する措置を引き続き講ずる。

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンクに対する倉庫や車両の借り上げ、輸配送を引き続き支援するとともに、フードバンク・こども食堂等による食料提供を円滑にする地域の体制づくりを推進する。

地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やL Pガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やL Pガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。

執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的なきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。その際、入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実に支援¹²を行う。

生活困窮者への灯油購入の助成や消防・救急車両等の燃料油代の増額など、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策に対して特別交付税を措置する。

¹² 2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、今後、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進め、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援する。国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める。

コロナ禍を乗り越えたものの、物価高の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、引き続き、借換え支援の継続など資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期す。

携帯電話サービスについて、利用料金やサービス本位の競争を促進するため、2023年内に実施する制度改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報を順次実施する。

物価高により予期せぬ不足が生じた経費には、引き続き、予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

施策例¹³

- ・ 燃料油価格激変緩和対策事業（経済産業省）
- ・ 電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省）
- ・ 小売価格低減に資する石油ガス配送合理化・設備導入促進補助金（経済産業省）
- ・ タクシー事業者の負担を軽減する「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（国土交通省）
- ・ 漁業者・養殖業者の負担を軽減する「漁業経営セーフティーネット構築事業」（農林水産省）
- ・ 施設園芸及び茶業の事業者の負担を軽減する「施設園芸等燃料価格高騰対策」（農林水産省）
- ・ 食品ロス削減緊急対策（農林水産省）
- ・ 和牛肉需要拡大緊急対策、農業経営収入保険特約補填金の造成等（農林水産省）
- ・ 物価高に大きく影響を受ける低所得世帯及び事業者等を支援する「重点支援地方交付金」（内閣府）
- ・ 生活衛生関係営業物価高騰・賃上げ等対応支援事業（厚生労働省）、生活衛生関係営業経営支援事業（厚生労働省）
- ・ 現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施、賃金上昇等を踏まえた公共調達の実施（国土交通省、厚生労働省、経済産業省等）【その他】

13 施策名に付している【制度】は、制度・規制改革、【その他】は財政投融资、運用改善等を表す。

令和 5 年 12 月 1 日

報道関係各位

沖縄県商工労働部
産業政策課長

「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」の支援期間の延長について

沖縄県では、電気料金の値上げによる県民及び県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えを行うことを目的に、令和 5 年 6 月～12 月（使用分）の電気料金に対する支援を行っておりますが、今般、本事業による支援期間を令和 6 年 5 月（使用分）まで延長することとしましたので、お知らせします。

記

1. 支援期間及び支援単価

(単位：円)

支 援 期 間		現在実施中		支援期間延長後	
		6 月～8 月	9 月～12 月	1 月～4 月	5 月
支 援 単 価	低 圧	3.0/kwh	1.5/kwh	1.5/kwh	0.7/kwh
	高 圧	2.3/kwh	1.2/kwh	1.2/kwh	0.6/kwh
	特 別 高 圧	5.8/kwh	3.0/kwh	3.0/kwh	1.5/kwh
	(※ 1)	(2.3/kwh)	(1.2/kwh)		
	(※ 2)	(3.5/kwh)	(1.8/kwh)		

※ 1 「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」による支援

※ 2 「特別高圧受電契約事業者支援事業」による支援

なお、現在実施中の特別高圧契約に対する支援は「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」と「特別高圧受電契約事業者支援事業」の合計額

2. 支援方法（令和 5 年 12 月使用分に対する補助時から変更なし）

① 低圧及び高圧契約

沖縄県が小売電気事業者を通じて値引きを行うため、家庭や企業からの申請手続きは不要。（家庭や企業に届く検針票や料金明細書などで、支援内容は確認可能。）

② 特別高圧契約

特別高圧需要家からの申請手続きに基づき、沖縄県が直接補助を行う。

〔問い合わせ先〕

産業政策課 産業基盤班

連絡先：098-866-2330

経済産業省

20231206電委第5号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年12月6日付け20231204資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20231206電委第7号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年12月6日付け20231204資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20231206電委第8号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年12月6日付け20231204資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20231206電委第6号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年12月5日付け20231204資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20231205電委第1号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年12月5日付け20231201資第14号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。